

森林認証高原県有林 森林管理計画書

対象森林：栃木県高原県有林

森林面積：1 5 8 0 . 7 6 ha

令和3（2021）年6月

栃木県 環境森林部 森林整備課

SGEC 森林管理計画

栃木県 高原県有林

目 次

1	認証森林について	1
1.1	認証対象森林が所在する市町の森林の概要について	1
1.2	認証森林の概要について	1
1.3	森林管理体制	6
2	基本理念、基本方針等	7
2.1	基本理念	7
2.2	基本方針	7
2.3	施業方針	8
3	実施方針等	9
3.1	施業別実施方針	9
3.2	広葉樹が多く分布する林分に関する取扱い方針	11
3.3	生物多様性に配慮した管理指針・施業方針	11
3.4	水辺林や湿地帯及びビオトープの適切な保護保全・利用計画	12
3.5	森林病虫害防除に関する方針	12
4	その他の事項	13
4.1	CO2 削減への取組	13
4.2	モニタリング調査と情報公開	13
4.3	林業用燃料、オイル、薬剤管理	13
4.4	地元住民からの苦情対応等に対する対応	14
4.5	施業にかかる作業員への教育	14
4.6	安全管理	14
4.7	SGEC ロゴマーク使用・管理	14
5	関連法令	16
6	記録様式	18
6.1	モニタリング・チェックリスト	18
6.2	燃料等廃棄物処理報告書	21
6.3	SGEC ロゴマーク使用台帳	22

1 認証森林について

認証対象森林

認証対象森林は、栃木県矢板市及び塩谷郡塩谷町に跨がる高原（たかはら）県有林であり、森林面積は1,580.76haである。

1.1 認証対象森林が所在する森林の概要について

【栃木県矢板市】

矢板市は、栃木県北部に位置し、北は那須塩原市、東は大田原市、南はさくら市、西は塩谷町に接している。

北部は高原（たかはら）山系に続く森林で、市の東西方向は、なだらかな丘陵地帯になっており、市の中南部を箒川、内川、荒川が貫流し、肥沃な田園地帯を形成している。

総面積は、17,046ha で森林面積は 9,752ha、町の総面積の 57%を占める。民有林面積は 7,596ha でスギ、ヒノキ等の人工林面積は 5,716ha、民有林に対する人工林率は 75%となっている。

【塩谷郡塩谷町】

塩谷郡塩谷町は、栃木県北部に位置し、北は那須塩原市及び矢板市、東は矢板市及びさくら市、南は宇都宮市、西は日光市に隣接している。

北部は高原（たかはら）山系に続く森林で、町内を鬼怒川と荒川が流れ、肥沃な田園地帯を形成している。

総面積は、17,606ha で森林面積は 11,370ha、町の総面積の 65%を占める。民有林面積は 7,304ha でスギ、ヒノキ等の人工林面積は 5,218ha、民有林に対する人工林率は 71%となっている。

1.2 認証森林の概要について

高原県有林は、県民の森や尚仁沢（しょうじんざわ）湧水地の区域が含まれ広く県民に親しまれている。県内で最も広大な面積を有する県有林である。面積は1,580.76ha 材積は 329,695 m³であり、そのうち針葉樹林が 1,093ha(69%)、広葉樹林が 379ha(24%)である。

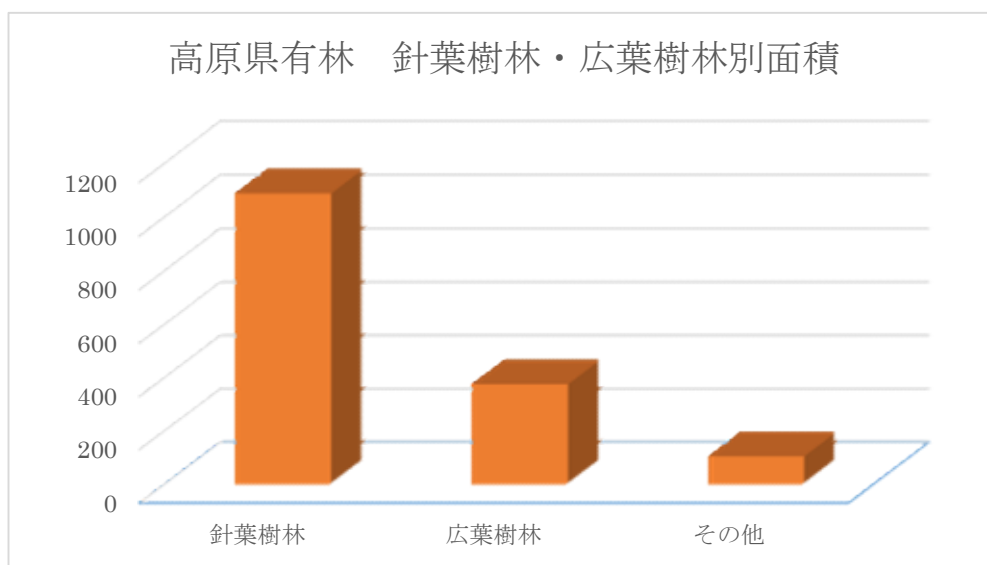
針葉樹林のうち、スギ・ヒノキ林が 943ha を占め、10 齢級以上が 963ha(88%)、特に 13 齢級以上が 567ha(52%)となっている。

県有林のほとんどが、保安林、国立公園、自然環境保全地域などの制限林であり、制限林でない林分は 18ha のみである。

高原県有林 針葉樹林・広葉樹林別面積

(単位 ha, %)

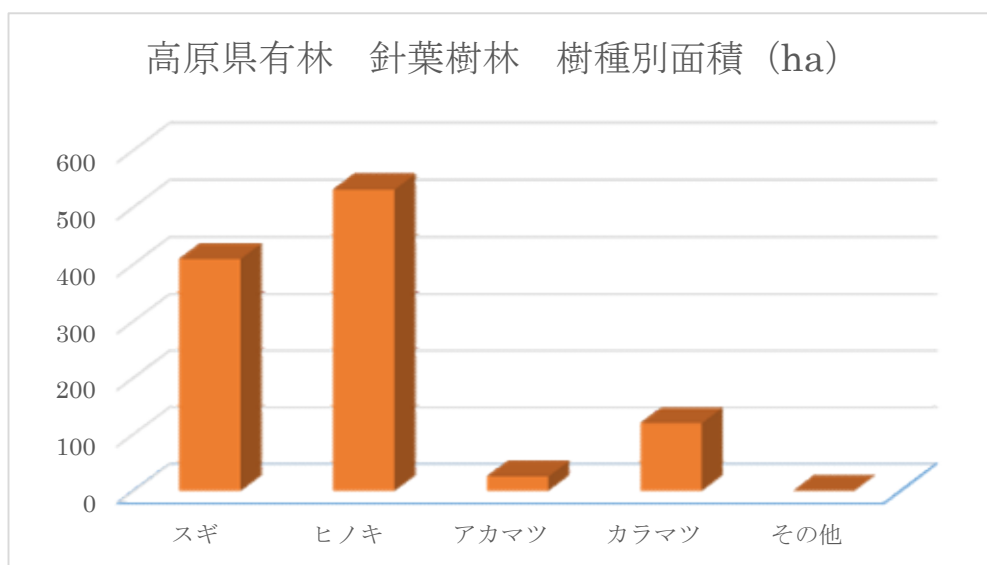
針葉樹林		広葉樹林		その他 (無立木地除地)		計	
面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
1,092.41	69.1	379.72	24.0	108.63	6.9	1,580.76	100.0

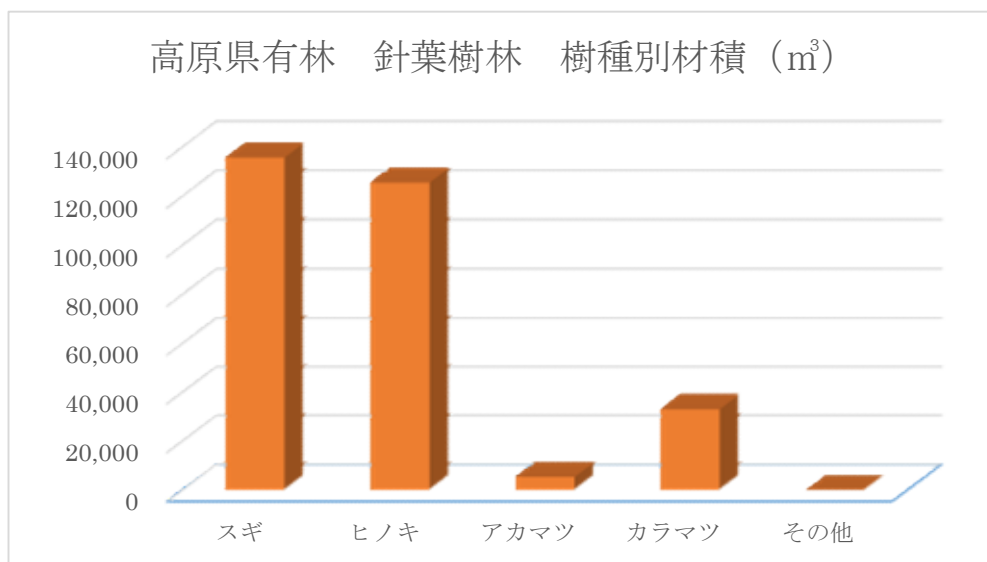


高原県有林 樹種別面積・材積

(単位 ha, m³)

区 分	樹 種	面積	材積
針葉樹林	スギ	410.84	136,113
	ヒノキ	532.39	125,907
	アカマツ	26.89	5,672
	カラマツ	121.19	33,378
	その他針葉樹	1.10	80
	針葉樹林計	1,092.41	301,150
広葉樹林	広葉樹	379.72	34,416
その他	無立木地・除地	108.63	0
計	計	1,580.76	335,566





高原県有林 普通林・制限林面積

(単位 ha)

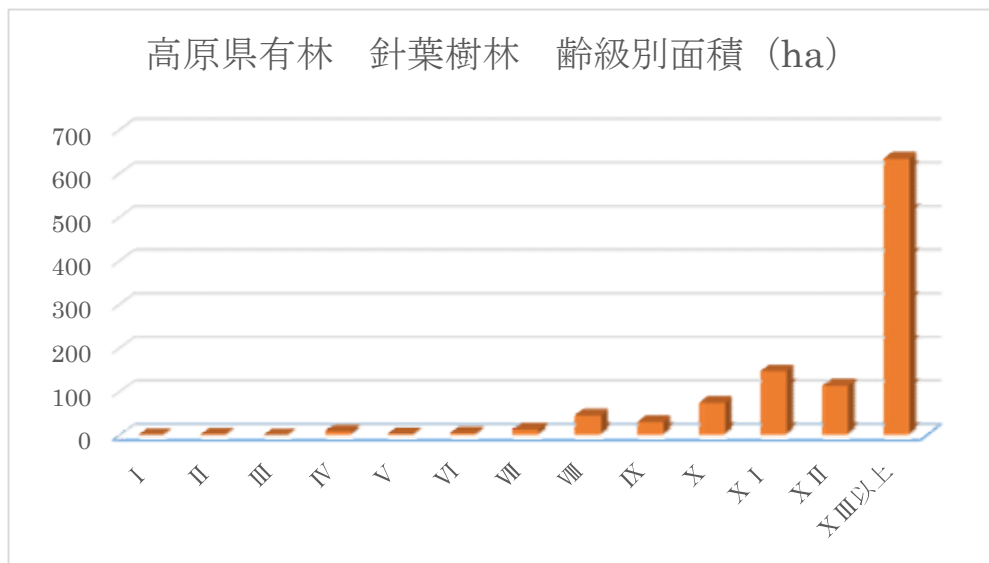
	制限林 1,562.89		合計 1,580.76
	種類	面積	
普通林 17.87	水源かん養保安林	1,491.61	
	土砂流出防備保安林	62.41	
	保健保安林	762.28	
	自然環境保全地域	243.86	
	国立公園	495.81	

- 注 (1) 制限林：法令により施業について制限を受けている森林
 (2) 制限林の区域は重複
 (3) 普通林：制限林以外

高原県有林 針葉樹林 林齢級別面積

(単位 ha, %)

齢級区分	面積	構成比
I	1.19	0.1
II	2.65	0.2
III	0.14	0.0
IV	10.63	1.0
V	3.96	0.4
VI	5.99	0.5
VII	14.74	1.3
VIII	46.71	4.3
IX	31.69	2.9
X	75.81	6.3
X I	148.28	13.6
X II	115.28	10.6
X III以上	635.34	58.2
計	1,092.41	100.0

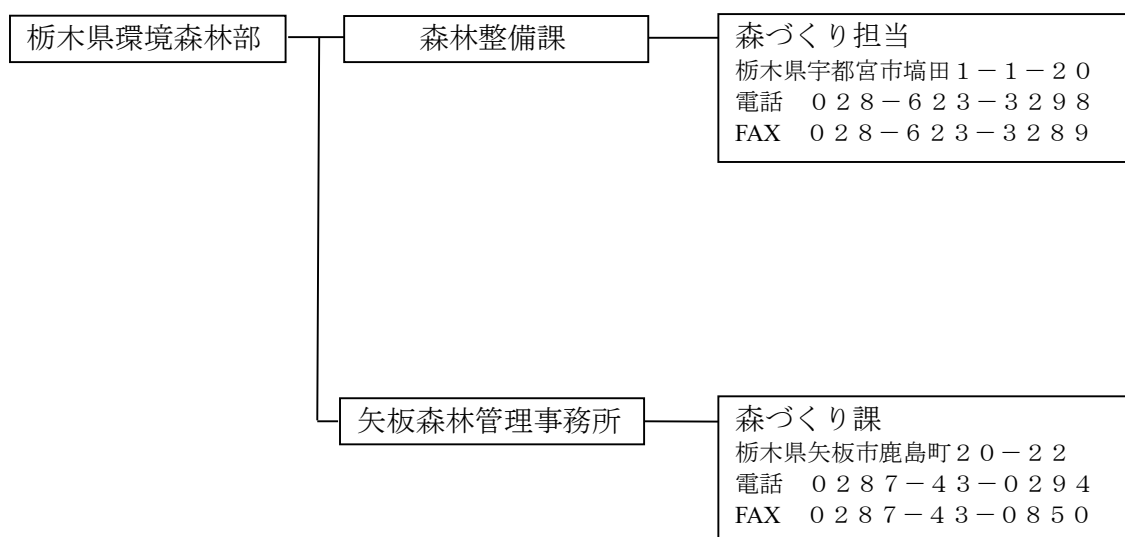


1.3 森林管理体制

認証対象森林は、栃木県県有林の一つであり、「とちぎの県有林管理・運営方針」、5年毎に作成する「県営林分期経営計画」及び「森林経営計画」、毎年度作成する「県営林実行計画」に基づき、一般会計と区分し県営林特別会計により管理・運営が行われている。

管理は、栃木県環境森林部森林整備課（森づくり担当県営林チーム）と栃木県矢板森林管理事務所（森づくり課）で行われ、施業は、森林組合や林業事業者へ委託により実施されている。

< 組織体制図 >



2 基本理念、基本方針等

2.1 基本理念

以下の2点を認証森林経営の基本理念とする。

- ・ 県民の財産である県有林は、県土の保全等の公益的機能の確保及び県基本財産の造成を図ることを旨とし、森林資源の培養、森林生産力の向上及び経営の合理化に努めて経営する。
 - ・ 経営については、森林基本計画に従い、特に次に掲げる事項を推進する。
- (1) 伐採跡地の植栽、林相の改良、林分の保育、その他により森林資源の培養及び森林生産力の向上を図る。
 - (2) 林産物の集約利用のために必要な林道、その他の生産施設を拡充する。
 - (3) 農山村の経済助長のため必要な施策を実施する。
(県営林経営規程、とちぎの県営林管理・運営方針)

2.2 基本方針

県有林は、森林資源が充実し収益が見込める林分については、本県における木材需要の増大や多様化に応えるため皆伐を行い、素材の安定供給及び森林資源の循環を図り、林業の成長産業化につなげていく。

また、県民の参加を得ながら、環境資源として公益的機能の維持・増進を図るとともに、潤いと安らぎのある豊かな森林として次世代へ継承することを目的とする。

県民が森づくりに参加できる場として県有林を提供しながら、次の3つの視点で、県有林の森づくりをすすめる。

- (1) 環境を支える森
県民が安全に暮らすために欠くことの出来ない水源のかん養、土砂災害防止等、県有林の持つ公益的機能の維持・保全を図る。
- (2) 潤いと安らぎを育む森
県民の生活に潤いと安らぎを与える森づくりをすすめる。
- (3) 循環の森
森林資源の循環利用を図るため、皆伐・植林をすすめる。

上記3つの森づくりをすすめるため、林況、立地条件、対象森林と人との関わり方等を考慮し、次の3つの機能区分をあてはめ、その機能に適する森林へと誘導する。

- (1) 環境保全機能
水源かん養、土砂災害防止等、県民の生活基盤を支える公益的機能の発揮が期待される森林。または、原生的な森林及び貴重な動植物の生育を保全するために必要な森林。

(2) 保健休養機能

地域の自然的、文化的特性を踏まえた、景観のすぐれた森林の保全、快適な森林空間の創造や遊歩道等の整備等により、県民が自然に接する場としてふさわしい森林。

(3) 木材生産機能

林内路網等林業経営基盤が整った、「伐って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を図る森林。

(県営林経営規程、とちぎの県営林管理・運営方針)

2.3 施業方針

森林の環境保全機能、保健休養機能及び木材生産機能の増進を図るために、補助金等を活用し経費の節減に努めながら、以下の基準により施業を行う。

(1) 環境保全機能

- ・ 自然力を活かした施業を中心とし、公益的機能を長期に亘り維持・保全するための施業を行う。
- ・ 高標高地や風衝地等の気象条件の厳しい場所、あるいは崩壊地、崩壊危険地等では、伐採による急激な環境変化は避け、自然の遷移により自然植生に誘導する。
- ・ 生物多様性保全の配慮から、生物の生息の場となる倒木、営巣木、樹洞のある木等は積極的に残置する。

(2) 保健休養機能

- ・ 景観や見通しの障害となる不要木の除去や藪の刈払いを実施し、利用者が安心して散策できる森林に誘導する。
- ・ 県有林内の既存の作業歩道、観察施設の積極的な活用を図る。

(3) 木材生産機能

- ・ 伐期を迎えた森林については計画的に皆伐し、植林・保育をすることで持続的な森林経営を行う。
- ・ 施業の実施においては、一貫型施業やコンテナ苗植栽等による生産効率の高い作業システムを採用し、低コストな林業経営を行う。

(県営林経営規程、とちぎの県営林管理・運営方針)

3 実施方針等

3.1 施業別実施方針

施業別実施方針は以下のとおりとする。

(1) 地拵

- ・ 地拵は、全刈を原則とする。

〈留意事項〉

- ・ 寒風害の虞のある場所には、防風帯として樹木等を残置する。
- ・ 峰筋、岩石地等の植栽不適地には、広葉樹等の前生樹を残置し林地の養護を図る。

(県営林造林事業指針)

(2) 植付（新植）

- ・ 植付は、適地適木として計画で定められた樹種を通常、方形に普通植えにより行う。
- ・ 植栽本数は、植栽樹種の生産目標及び地位、地利により決めることとし、その標準は、スギ、ヒノキ2,500本/haとする。
- ・ 苗木は、県需給苗規格を有し、かつ形状良好な、活力旺盛なものを使用する。
- ・ 苗木の調達について、記録（年月日、数量）を残しておく。

(県営林造林事業指針)

〈留意事項〉

- ・ 広葉樹は土砂崩壊・流出の防止、水源のかん養等に加え、地力維持、生物多様性の確保、風致価値の向上の効果が期待されているため、急傾斜地や尾根、瓦礫地等については広葉樹や針広混交林を造成することを検討する。

(3) 下刈

ア 方法

全刈を原則とする。

イ 時期、季節

樹高成長を開始し、雑草木との競争が激しくなる6月～7月が下刈適期である。なお、2回刈りが必要な場合は、6月と8月に行う。

ウ 回数、完了の基準

原則として、植栽木の高さが、雑草木類の丈の1.5倍になるまで行う。通常、植付後5年間は毎年行うが、5年以降は雑草木の種類や成長状態により隔年実行を検討し、スギ・ヒノキで7～8回以下を目標とする。

年1回刈りを原則とするが、カヤ等の雑草の繁茂が特に著しい所では、植栽後2～3年間2回刈りを行う。

〈留意事項〉

- ・ 経費の節約を図るため、下刈対象地の調査を実施し、適期に適切に実行する。植付当年の下刈の省略やⅡ齢級における隔年実施を計画し、つる切りや除伐の省略等保育全体を考慮し実行する。
- ・ 主に刈払機により行うが、笹生地やつるの多い所での薬剤の使用及び急傾斜地や植付当年生には手鎌の使用も考慮する。
- ・ 薬剤を使用する場合には、人畜等に危害を及ぼさないよう配慮する。

(県営林造林事業指針)

(4) 除伐

ア 基準

除伐は、林相を整理し、植栽木の完全な成林と健全な生育を図るために、植栽木に混在し、樹冠競合により植栽木の生育を阻害する状態にある、萌芽による雑木や侵入不用木の伐採除去を主体として行う。植栽木については、形質の不良な木や被害木等を伐採し、密度を調整して適正な林相に整理する。

イ 時期

除伐は、下刈終了後3～5年を経て、植栽木と侵入木との樹冠の競合が始まり、侵入木の繁茂により植栽木の生育に障害が出る直前に行う。

スギ、ヒノキでは植栽後12～13年目が目安となる。

季節は、除伐される木の枯死や萌芽勢の減殺を図るため、6～8月が最適である。

〈留意事項〉

- ・ 除伐は、植栽木により正常な林冠を形成させるために行うので、侵入樹木を原則として全て伐採するが、局所的に立地条件等により、植栽木による成林が困難な箇所は有用天然木の育成を考慮する。
- ・ 植栽木の成長が良く、林冠が過密で、林床が暗いような所では、形質の不良な植栽木を除伐し適正な密度にする。
- ・ 除伐は、植栽木を侵入不用樹木等の被圧から守るために行うのであるから、現地の実態を把握し適切に実施する。なお、下刈が適切に行われた所や萌芽の少ない所では除伐を省略する。
- ・ 特に萌芽による雑木等の繁茂が著しく、第1回除伐後保育間伐までに、侵入樹木により被圧される虞がある場合には、再度の除伐（薬剤使用も含め）を考慮する。

(県営林造林事業指針)

(5) 保育間伐

ア 基準

主伐時に価値の高い林分構成に導くため、保育間伐は、林木相互間の競争を調整し、残存林木の材積成長の増大と形質の向上を図るために行う。

間伐基準は、密度管理図に基づく生産目標別（一般材生産、優良材生産他）施業体系を基準にし、林分の実態に応じ間伐量を決定する。

イ 時期

植栽木が生育し、樹冠を拡張し、相互間に競争が始まり、その後、樹冠閉鎖により林床が暗くなった時（枝打されていない場合は樹冠長率〔樹冠長／樹高〕が半分以下になった時）に保育間伐に着手する。この時期はスギで17年生、ヒノキで20年生が目安となる。

ウ 間伐木の選定

保育間伐では、形質も成長も著しく劣る被圧木、曲り木、二又木、病木、衰弱木等の悪い木を間伐対象とし、あばれ木やなみの木の一部を伐採し適正な樹冠配置とする。

〈留意事項〉

- ・ 間伐は、林分を調査し、生産目標等により間伐量を決定し、選木及び選木見直しの終了後に伐採を行う。

(県営林造林事業指針)

(6) 伐採・搬出

〈留意事項〉

- ・ 主伐箇所を選定にあたっては、認証森林の経営の安定化、保育作業や経費の平準化の観点から、対象森林全体の林齢構成の平準化を考慮するとともに、収支等を考慮して選定するものとする。
- ・ 地形、土壌条件等により人家の裏山、落石のおそれのある箇所、常時流水のある谷沿いなど伐採により甚大な被害のおそれがある箇所、希少動植物の生息地等については皆伐を回避あるいは可能な限り縮小するなどして林地災害や環境保全に十分留意する。
- ・ 伐採内容（伐採面積、伐採量等）については、森林法、地域森林計画、市町村森林整備計画、森林経営計画、県営林分期計画等を遵守するとともに、「伐採及び造林の届出書」などの手続きについても遵守する。
- ・ 造材時に発生する枝条等は、伐採後の災害の要因とならないようまた、植栽等の更新作業の支障とならないよう適切に整理する。
- ・ 路網を開設するにあたっては、作業道作設指針に従うほか、作業中や作業後の土砂流出対策に十分留意する。
- ・ 伐採後の素材は高原県有林区域外の産地で生産された素材と混ざることの無いように、搬出時、作業土場におけるはい積、運搬の各作業時の分別管理を徹底する。

3.2 広葉樹が多く分布する林分に関する取扱い方針

当該認証森林内の広葉樹は、尚仁沢湧水地やミツモチ山頂付近に多く分布している。水源保護や風致保全のため積極的な施業は行わず、保全区域として管理する。

3.3 生物多様性に配慮した管理指針・施業方針

【管理指針】

生物多様性とちぎ戦略に基づき森林管理を行うものとする。

具体的には、森林を以下の3つに区分して管理を行う。

(1) 保全について特に配慮すべき森林（コアゾーン）

尚仁沢自然環境保全地域の特別地区をその区域とする。

自然環境の保全及び緑化に関する条例第2条の基本理念（自然環境の保全は、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、広く県民がその恵沢を享受するとともに将来の県民に継承できるように適正に行う）に基づき管理を行うものとし、同条例第15条の規程（土地の形質変更、木竹の伐採には知事の許可を要する等）を遵守する。また伐採等は極力控えた管理を行う。

(2) バッファゾーン（保護樹帯）

尚仁沢自然環境保全地域の普通地域をバッファゾーンとする。

これらの区域内の森林施業は可能な限り生物多様性の保全や自然環境に配慮した管理を行うものとする。

また、東高原自然環境保全地域の普通地域及び常水のある河川の周辺区域（流水地から10m以内の範囲）についてもバッファゾーンと同じように取り扱う。

バッファゾーン内の人工針葉樹林では公益的機能向上のため長伐期施業とし、計画的に保育を行うとともに、収入間伐を実施し、複層林・針広混交林への移行を図るものとする。広葉樹林では自然景観及び豊かな生態系を保全するため、また森林レクリエーションの場、水源の森としてふさわしい森林に誘導するため適切に維持管理する。

バッファゾーン付近で実施される施業により発生する残材や枝条等は、区域内の森林機能や環境に影響を及ぼす場合は区域内に放置しないよう努める。

さらに、自然環境保全地域普通地域では、自然環境の保全及び緑化に関する条例第2条の基本理念に基づき管理を行うものとし、同条例第17条の規程（土地の形質変更には知事の許可を要する等）を遵守する。

(3) その他の森林

(1)、(2)に属さない森林とする。

生物多様性の保全や自然環境に配慮した管理を行うものとする。

【施業指針】

生産性の向上と合わせ、野生生物種の保護保全と、林地の保全に努める。

森林施業においては、生態系の保全に配慮した施業を通じて多様な林齢の森林を造成すること等が生物多様性の保全につながることに十分注意する必要がある。

特に、尚仁沢自然環境保全地域及び東高原自然環境保全地域については、自然環境保全地域保全計画に沿った維持管理を行い生物多様性の保全を図る。

3.4 水辺林や湿地帯及びビオトープの適切な保護保全・利用計画

当該認証森林で水辺林等として特に重要な尚仁沢自然環境保全地域の特別地区については、「尚仁沢自然環境保全地域に関する保全計画書」により行うことを原則とする。また保全対策・利用については関係機関との連携を図り実施するものとする。
(保全計画書より)

自然観察路等の保全施設を除いて原則として立ち入らないように（森林、河川の管理及び環境の保全にかかる場合を除く）する。

3.5 森林病虫害防除に関する方針

病虫害の早期発見に努めるとともに、発生した場合には、関係機関との連携を密にして対応する。

防除に当たっては、生物多様性、水土保持の維持・保全に十分留意する。

4 その他の事項

4.1 CO2削減への取組

森林管理のための自動車や林業機械等のアイドリングストップに努める。

4.2 モニタリング調査と情報公開

認証森林の適正な資源管理や環境への影響を把握するためのモニタリングを行う。モニタリングの情報は、蓄積及び分析し、必要に応じ県有林計画策定に反映させる。また問題が発生した場合は適正に対応する。

(1) モニタリングの調査の種類

ア 固定プロットのモニタリング調査

(森林生態系多様性基礎調査(旧森林資源モニタリング調査)林野庁森林整備部計画課)

イ 施業箇所の作業前、中、後のモニタリング調査

(調査項目は別紙様式のとおりとする)

ウ 社会・経済的環境影響評価のモニタリング(高原県有林内における環境変化等を位置とともに記録)

(2) 情報公開

情報公開については、県情報公開制度に基づき適切に対応する。

(3) 森林管理計画書の公開

栃木県のホームページに、森林管理計画書(本計画書)を掲載する。

4.3 林業用燃料、オイル、薬剤管理

認証森林内においての燃料・オイル類および林業薬剤(以下「燃料等」という。)の使用にあたっては、使用者の安全や環境への影響を最大限考慮し、適正使用を遵守するとともに、その管理状況を明確にする。

(1) 安全管理基準

ア 各拠点施設では燃料等の保管場所を定め、散逸や盗難の防止策を講じ適正に保管する。

イ 燃料等は可能な限り周辺環境に影響の少ない範囲で適正に使用し、特に残留性や毒性の強いものは使用しない。

ウ 燃料等の使用にあたっては、その製品の取り扱い方法を厳守する。

エ 燃料等を使用した機械器具については、機械器具からの流出を防ぐ。

オ 燃料等の使用により生じた廃棄物については、認証森林内から持ち出す。また、処理にあたっては製品ごとに定められた処理基準や各地域で定める処理基準に従い適正に処理する。

(2) 処理等報告書

燃料等を使用し廃棄物が生じた場合は、その処理方法等について別紙「燃料等廃棄物処理報告書」により記録管理する。

4.4 地元住民からの苦情等に対する対応

地元住民等の苦情等に関し、適切に対応し、苦情処理の結果については、記録し保管する。

- (1) 矢板森林管理事務所は苦情に対して、詳細を記録する。重要性が高い案件は、森林整備課へ報告する。
- (2) 森林整備課及び矢板森林管理事務所は、苦情の対応については、状況を把握して方針を決定し対応することを原則とし、容易に対応解決できるものは直ちに対応する。
また、苦情の処理方針については、苦情相手方へ連絡するとともに、関係者と情報の共有を図る。重要性が高い案件は、処理方針等を森林整備課へ報告する。
- (3) 請負事業体等が受信した苦情に対しては、矢板森林管理事務所あて報告することとし上記(1)、(2)により対応することとする。

4.5 施業にかかる作業員への教育

県は、業務を委託した事業体に対し、以下の項目について作業員等への教育を行わせるものとする。

- ・ 関連する国内外法の遵守
- ・ 作業の安全確保（労働災害防止教育研修の受講等を含む）
- ・ 業務委託等仕様書の内容、遵守
- ・ SGEC 森林認証ガイドライン等や各基準の遵守
- ・ 区域内で生産される木材の分別管理の徹底
- ・ 社会・経済的環境影響変化の報告

4.6 安全管理

県は、業務を委託した事業体に対し、以下の項目について安全管理を行わせるものとする。

- ・ 労働安全衛生法等の遵守
- ・ 安全管理のための研修会等の開催・参加による教育訓練
- ・ 必要な防護具を使用し、救急用具を配備
- ・ 現場における携帯電話の電波を受信できる場所の確認
- ・ 作業前における、作業区域、作業内容及び安全装備の確認
- ・ 別途定める、安全作業マニュアルの遵守

4.7 SGEC、PEFC ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）使用・管理

- (1) ロゴマークは、SGEC ロゴマーク使用要領及びPEFC ロゴ使用規則に基づき使用する。使用に際してはロゴマーク使用契約を締結し、ライセンスの発行を受ける。ロゴマークを使用する場合は、トレードマーク及びロゴライセンス番号と一緒に使用する。
- (2) ロゴマークを使用する場合は、使用台帳を作成し適切に管理する。
- (3) ロゴマークの総括保管責任者は栃木県環境森林部森林整備課長、保管責任者は栃木県矢板森林管理事務所長とする。また廃棄の際は、再使用及び利用が不可能な状態にして廃棄する。
- (4) ロゴマークのデザインの例外的な使用をする場合は、事前に SGEC 及び PEFC に許可を求めて承認を得る。

5 関連法令

(1) 国際条約等

ア ILO 基本条約

- ・ ILO条約第29号：強制労働条約（1930年）（1932年日本批准）
- ・ ILO条約第87号：結社の自由及び団結権保護条約（1948年）（1965年日本批准）
- ・ ILO条約第98号：団結権及び団体交渉権条約（1949年）（1953年日本批准）
- ・ ILO条約第100号：同一報酬条約（1951年）（1953年日本批准）
- ・ ILO条約第105号：強制労働廃止条約（1957年）（日本未批准）
- ・ ILO条約第111号：差別待遇（雇用及び職業）条約（1958年）（日本未批准）
- ・ ILO条約第138号：最低年齢条約（1973年）（2000年日本批准）
- ・ ILO条約第182号：最悪の形態の児童労働条約（1999年）（2001年日本批准）

イ その他の国際条約等

- ・ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約
(ワシントン条約)
- ・ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）
- ・ 移動性野生動物種の保全に関する条約（ボン条約）（日本未加盟）
- ・ 生物多様性条約（1992年日本署名）
- ・ 気候変動枠組条約・京都議定書（1997年京都開催）
- ・ バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書（2004年日本発効）
- ・ 渡り鳥条約
- ・ 独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO169号）
(1991年日本未批准)
- ・ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、2005年（日本署名）
- ・ 先住民の権利に関する国際連合宣言（2007年日本賛成票）
- ・ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）
(1965年日本1995年加入)

(2) 日本国内法

- ・ 森林・林業基本法
- ・ 森林法（森林計画制度、森林経営計画制度）（保安林制度）
(保安施設地区制度)（林地開発許可制度）
- ・ 森林の保健機能の増進に関する特別措置法
- ・ 森林組合法
- ・ 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律
- ・ 林業種苗法
- ・ 分収林特別措置法（分収造林制度）
- ・ 地すべり等防止法
- ・ 鳥獣の保護及狩猟の適正化に関する法律
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・ 林業労働力の確保の促進に関する法律
- ・ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法
- ・ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法
- ・ 森林病虫害等防除法
- ・ 林道規程
- ・ 環境基本法
- ・ 生物多様性基本法
- ・ 自然環境保全法

- ・ 自然公園法
- ・ 自然再生推進法
- ・ 文化財保護法
- ・ 都市計画法
- ・ 水循環基本法
- ・ 都市緑地法
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・ 農薬取締法
- ・ 火薬類取締法
- ・ 漁業法
- ・ 採石法
- ・ 測量法
- ・ 道路運送法
- ・ 国土調査法
- ・ 不動産登記法（表示登記制度）
- ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- ・ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法
- ・ 文化財保護法
- ・ 歴史的風致の維持及び向上に関する法律
- ・ 都市計画法体系の諸法律
- ・ 河川法
- ・ 砂防法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働組合法
- ・ 健康保険法
- ・ 厚生年金保険法
- ・ 雇用保険法
- ・ 租税特別措置法

(3) 都道府県条例

- ・ 栃木県県民の森条例
- ・ 自然環境の保全及び緑化に関する条例
- ・ 栃木県個人情報保護条例

6 記録様式

6.1 モニタリング・チェックリスト

(モニタリング・チェックリスト 施業前)

実施者	記録日 20 年 月 日
-----	--------------

モニタリング・チェックリスト

項目	記録
対象	※該当するものに○
場所	● 栃木県矢板市 () ● 栃木県塩谷町 ()
実施期間	20 年 月 日～20 年 月 日
その他	
計画	
作業の種類	※該当するものに○
主伐	
間伐・択伐	間伐 ・ 択伐
保育	保育 ・ 下刈 ・ 除伐 ・ その他 ()
路網整備・搬出	路網整備 ・ 搬出
作業の規模	
面積・延長	(ha・m・m ³)
チェック項目	
沢の有無	
獣害はあるか	
作業路の修復は必要か	
気象災害はあるか	
境界は明確か	
除伐は必要か	
下層植生は豊かか	
保護対象野生動植物はあるか	
作業路に水切り等は必要か	
備考	

記録様式

(モニタリング・チェックリスト 施業中)

実施者	記録日 20 年 月 日
-----	--------------

モニタリング・チェックリスト

項目	記録
対象	※該当するものに○
場所	● 栃木県矢板市 () ● 栃木県塩谷町 ()
実施期間	20 年 月 日～20 年 月 日
その他	
計画	
作業の種類	※該当するものに○
主伐	
間伐・択伐	間伐 ・ 択伐
保育	保育 ・ 下刈 ・ 除伐 ・ その他 ()
路網整備・搬出	路網整備 ・ 搬出
作業の規模	
面積・延長	(ha・m・m ³)
チェック項目	
水系への配慮	
安全・衛生旗の設置	
看板の設置	
安全装備の着用	
KY 活動の実施	
機械の点検	
オイル類の保管	
救急箱の準備	
作業指針の遵守	
備考	

記録様式

(モニタリング・チェックリスト 施業後)

実施者	記録日 20 年 月 日
-----	--------------

モニタリング・チェックリスト

項目	記録
対象	※該当するものに○
場所	● 栃木県矢板市 () ● 栃木県塩谷町 ()
実施期間	20 年 月 日～20 年 月 日
その他	
計画	
作業の種類	※該当するものに○
主伐	
間伐・択伐	間伐 ・ 択伐
保育	保育 ・ 下刈 ・ 除伐 ・ その他 ()
路網整備・搬出	路網整備 ・ 搬出
作業の規模	
面積・延長	(ha・m・m ³)
チェック項目	
ゴミの処理	
林地残材の処理	
立木へのダメージ	
路網のダメージ	
土壌のダメージ	
施業は適切か	
備考	

記録様式

(モニタリング・チェックリスト 社会・経済的環境影響評価)

実施者	記録日 20 年 月 日
-----	--------------

モニタリング・チェックリスト

項 目	記 録
対象	※該当するものに○
場所	● 栃木県矢板市 () ● 栃木県塩谷町 ()
実施期間	20 年 月 日～20 年 月 日
その他	
計画	
影響の種類	
チェック項目	
立木へのダメージ	
路網のダメージ	
土壌のダメージ	
備考	

6.2 燃料等廃棄物処理報告書

燃料等廃棄物処理報告書

報告年月日			
主な使用場所			
報告者名			
廃棄物の内容	<input type="checkbox"/> 燃料 内容物（商品名： ） 廃棄物の種類（ ） 廃棄物の数量（ ） <input type="checkbox"/> オイル類 内容物（商品名： ） 廃棄物の種類（ ） 廃棄物の数量（ ） <input type="checkbox"/> 林業薬剤 内容物（商品名： ） 廃棄物の種類（ ） 廃棄物の数量（ ） <input type="checkbox"/> その他 内容（ ） 数量（ ）		
廃棄物の処理状況	処理年月日	処理方法	備考（処分先等）
その他特記事項			

森林認証高原県有林 安全作業マニュアル

栃木県 環境森林部 森林整備課

林業・木材製造業労働災害防止協会の林業・木材製造業労働災害防止規程を準拠し、次のとおりとする。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、認証森林における労働災害の防止に関し、職員、受託者、現場作業員（以下「作業員」という）が守らなければならないことを定めることにより、労働災害の防止に寄与することを目的とする。

(遵守義務)

第2条 作業員はこの規程を守らなければならない。

(適用範囲)

第3条 この規程は、作業員に適用する。

第2章 伐木、造材作業

第1節 通則

(就業の制限)

第4条 作業員は、次の各号に掲げる業務（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第36条第8号）を行う場合には、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。）第10条に定める特別教育を修了した者（以下「安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者」という。）でなければ、その業務に就かせてはならない。

- (1) 胸高直径が70センチメートル以上の立木の伐木の業務
- (2) 胸高直径が20センチメートル以上であって、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木の業務
- (3) つり切りその他特殊な方法による伐木の業務
- (4) かかり木であって、かかっている木の胸高直径が20センチメートル以上であるものの処理の業務

2 作業員は、チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務（前項に掲げる業務を除く。）（安衛則第36条第8号の2）を行う場合には、特別教育規程第10条の2に定める特別教育を修了した者でなければ、その業務に就かせてはならない。

(服装等)

第5条 作業員は、伐木又は造材の作業を行う場合には、作業員に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 袖縮まり、裾縮まりのよい作業服を着用する等安全な作業を行うことができる服装とすること。
- (2) 保護帽を着用すること。
- (3) 下肢の切創防止用保護衣

(作業用具の点検等)

第6条 作業員は、おの、なた等の作業用具を用いて作業を行う場合には、作業員に、それらの異常の有無を点検させなければならない。

2 作業者は、点検により異常が認められたときは、直ちに補修、その他必要な措置を講じなければならない。

(作業用具及び機械の刃部の覆い)

第7条 作業者は、作業中に、おの、のこぎり、チェーンソー等の作業用具及び機械を運搬させる場合には、作業用具及び機械の刃部に覆いを付けさせなければならない。

(足元の整理)

第8条 作業者は、伐木又は造材の作業を行う場合には、作業者に安定した姿勢で作業ができるよう足元を整えさせなければならない。

(山割り)

第9条 作業者は、山割りをする場合には、材が転落し、又は滑ることによる危害を防止するため、地形等によりやむを得ない場合を除き、縦割りとしなければならない。

(上下作業の禁止)

第10条 作業者は、作業中材が転落し、又は滑ることによって危険が予想される斜面の下に作業者を立ち入らせてはならない。

(近接作業の禁止)

第11条 作業者は、立木を伐倒する場合には、立木の樹高の2倍の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせてはならない。

(危険標識の設置)

第12条 作業者は、伐木又は造材の作業を行う場合には、危険が予想される通路、搬出路等の近くに作業中等の危険標識を設けなければならない。

(悪天候時の作業の禁止)

第13条 作業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため危険が予想される場合には、作業者に、伐木又は造材の作業を行わせてはならない。

第2節 伐木作業

(指示を要する伐木)

第14条 作業者は、次の各号に掲げる業務に就かせる場合には、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、作業者が指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させなければならない。

- (1) 控索を使用して行う伐木の業務
- (2) 安全帯を使用して行う伐木の業務
- (3) 伐倒の際に危害を及ぼすおそれのあるあばれ木又は空洞木の伐木の業務
- (4) 重心が伐倒方向に対して著しく偏在している木の伐木の業務
- (5) かかり木となるおそれのある木の伐木の業務
- (6) かかり木の処理の業務

(かかり木の処理)

第15条 作業者は、かかり木が生じた場合には、作業者に当該かかり木を速やかに処理させるとともに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該かかり木の処理の作業について安全な作業をさせるため次のアからオまでの事項を行わせること。

- ア 当該かかり木の径級、状況、作業場所及び周囲の地形等の状況を確認すること。
 - イ 当該かかり木が生じた後速やかに、当該かかり木により危険を生ずるおそれのある場所から安全に退避できる退避場所を選定すること。
 - ウ 当該かかり木の処理の作業の開始前又は開始後において、当該かかり木がはずれ始め、労働者に危険が生ずるおそれがある場合、イで選定した退避場所に労働者を退避させること。
 - エ かかり木が生じた後、やむを得ず当該かかり木を一時的に放置する場合を除き、当該かかり木の処理の作業を終えるまでの間、当該かかり木の状況について常に注意を払うこと。
 - オ やむを得ずかかり木を一時的に放置する場合、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に作業等が近づかないよう、標識の掲示、テープを回すこと等の立入禁止の措置を講じさせること。
- (2) 作業は、できるだけ2人以上の組となるように調整すること。
- (3) 機械器具等は、次のアからウまでに掲げる場合に応じて使用し、安全な作業方法により処理すること。
- ア 当該かかり木の胸高直径が20センチメートル未満であって、かつ、当該かかり木が容易に外れることが予想される場合は、木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ、ロープ等を使用して、かかり木を外すこと。
 - イ 当該かかり木の胸高直径が20センチメートル以上である場合又はかかり木が容易に外れないことが予想される場合は、けん引具等を使用し、当該かかり木を外すこと。
 - ウ 車両系木材伐出機械（伐木等機械、走行集材機械及び架線集材機械（機械集材装置又は簡易架線集材装置の集材機として用いている場合を除く。）をいう。以下同じ。）、機械集材装置、簡易架線集材装置等を使用できる場合には、原則として、これらを使用して、当該かかり木を外すこと。
- 2 作業者はかかり木の処理について、次のアからオまでに掲げる事項を行ってはならない。
- ア かかられている木を伐倒することにより、かかり木全体を倒すこと。
 - イ 他の立木を伐倒し、かかり木に激突させることにより、かかり木を外すこと。
 - ウ かかり木を元玉切りし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。
 - エ かかり木を肩に担ぎ、移動すること等により、かかり木を外すこと。
 - オ かかられている木に上り、かかり木又はかかられている木の枝条を切り落とすこと等により、かかり木を外すこと。

（枝がらみの木、つるがらみの木の伐倒）

第16条 作業者は、枝がらみの木を伐倒する場合には、作業者に、できる限り伐倒前にかからんでいる枝を取り除かせなければならない。取り除くことができない場合には、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 枝がらみの木が斜面の上下に位置しているときは、下方の木から伐倒すること。
 - (2) 枝がらみの木が斜面の左右に位置しているときは、小さい方の木から、枝がらみの反対の方向へ伐倒すること。
- 2 つるがらみの木を伐倒する場合には、作業者に、できる限り伐倒前につる類を取り除かせなければならない。事前に取り除くことができない場合には、同じ方向に同時に伐倒することとし、まず、伐倒方向の側にある木の受け口を大きめに作り、追い口を切り、くさびを打って重心を移動させておき、次に他の木を、先にくさびを打ったままにしておいた木の方向に倒し、同時に伐倒させなければならない。

(障害物の取り除き)

第17条 作業者は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、それぞれの立木について、かん木、枝条、つる、ささ、浮石等で伐倒等の際に危害を受けるおそれのあるものを、あらかじめ、取り除かせなければならない。

(退避場所の選定)

第18条 作業者は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、あらかじめ、退避場所を選定させ、かつ、伐倒の際に迅速に退避させなければならない。

- 2 前項の退避場所は、伐倒方向の反対側で、伐倒木から十分な距離があり、かつ、立木の陰等の安全なところでなければならない。ただし、上方向に伐倒する場合、その他やむを得ない場合は、退避場所を伐倒方向の横方向とすることができる。

(退避路の整理)

第19条 作業者は、前条の退避場所に通ずる退避路について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 枝条、ささ等で退避の際に危害を及ぼすおそれがあるものを取り除くこと。
- (2) 積雪がある場合には、雪を十分踏み固め、退避が円滑にできるようにすること。

(受け口及び追い口)

第20条 作業者は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、それぞれの立木について、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 受け口の深さは、伐根直径（根張りの部分を除いて算出するものとする。）の4分の1以上とすること。ただし、胸高直径が70センチメートル以上であるときは、3分の1以上とすること。
- (2) 受け口の下切り面と斜め切り面とのなす角度は、30度以上45度以下とすること。
- (3) 追い口の位置は、受け口の高さの下から3分の2程度の高さとする。
- (4) 受け口と追い口の間に適当な幅の切り残し（つる）を確保すること。

(くさびの使用)

第21条 作業者は、伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20センチメートル以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせなければならない。

(伐倒合図)

第22条 作業者は、伐木の作業を行う場合には、伐倒について予備合図、本合図、終了合図を定め、かつ、作業者に、これらの合図を周知させなければならない。

(合図確認と指差し呼称)

第23条 作業者は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 予備合図を行うこと。
- (2) 他の作業者が退避したことを応答合図により確認すること。
- (3) 本合図及び指差し呼称による確認を行った後、伐倒すること。
- (4) 伐倒を完了した後、終了合図をすること。

第3節 造材作業

(作業者の指名)

第24条 作業者は、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、作業者が指名した者でなければ風雪等により転倒した木、又は折損した木であって、乱積（やがら）になったものの造材の業務に就かせてはならない。

(材の転落防止)

第25条 作業者は、造材の作業を行う場合には、作業者に、造材しようとする材が転落する危険がないかを点検させ、転落する危険が予想されるときは、杭止め等の措置を講じさせなければならない。

2 作業者は、玉切りした材が転落するおそれがある場合には、作業者に、その材を安定した位置に移すこと等の措置を講じさせなければならない。

(障害物の取り除き)

第26条 作業者は、造材の作業を行う場合には、作業者に、おの、のこぎり、チェーンソー等の操作を阻害するおそれのあるかん木、枝条等を、あらかじめ、取り除かせなければならない。

(作業者の位置等)

第27条 作業者は、斜面で玉切りの作業を行う場合において、材を切り落とすときは、作業者に、材の上方で作業を行わせ、かつ、作業者に、足先を材、チェーンソーの下に入れさせてはならない。

(支え枝の処理)

第28条 作業者は、枝払いの作業を行う場合には、作業者に、地面に接して材を支えている枝は、玉切りをし、材を安定させた後に、切り払わせなければならない。

第3章 伐木造材機械による作業

第1節 通則

(就業の制限)

第29条 作業者は、次の各号に掲げる業務を行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる特別教育を修了した者でなければ、当該各号に掲げる業務に就かせてはならない。

- (1) 伐木等機械（伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務（安衛則第36条第6号の2）安全衛生特別教育規程第8条の2
- (2) 走行集材機械（車両の走行により集材を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務（安衛則第36条第6号の3）安全衛生特別教育規程第8条の3
- (3) 簡易架線集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。以下同じ。）の運転又は架線集材機械（動力を用いて原木等を巻き上げることにより当該原木等を運搬するための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）業務（安衛則第36条第7号の2）安全衛生特別教育規程第9条の2

(作業計画)

第 30 条 作業者は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合には、前条の調査結果により、知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画に基づき作業を行わなければならない。

- 2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなくてはならない。
 - ア 使用する車両系木材伐出機械の種類及び能力
 - イ 車両系木材伐出機械の運行経路
 - ウ 車両系木材伐出機械による作業の方法及び場所
 - エ 労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法

(作業指揮者)

第 31 条 作業者は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合は、当該作業の指揮者を定め、その者に前条の作業計画に基づく作業の指揮を行わせなければならない。ただし、伐木等機械及び単独作業の場合はその限りでない。

(服装等)

第 32 条 作業者は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 袖締まり、裾締まりのよい服装を着用する等安全な作業を行うことができる服装とすること。
- (2) 保護帽を着用すること。
- (3) 滑るおそれがなく、かつ、脱げにくい履物を使用すること。

(悪天候時の作業禁止)

第 33 条 作業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、車両系木材伐出機械を用いる作業の実施について、危険が予想されるときは、当該作業に作業者を従事させてはならない。

(前照灯の設置)

第 34 条 作業者は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合、前照灯を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所においては、この限りでない。

(ヘッドガード)

第 35 条 作業者は、フェラーバンチャ、ハーベスタ、木材グラップル機等の伐倒や集積等を行う車両系木材伐出機械については、伐倒木、原木、落石などの落下物から運転者を守るため、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときはこの限りでない。

(防護柵等)

第 36 条 作業者は、車両系木材伐出機械については、原木等の飛来等により運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵等当該危険を防止するための設備を備えたものでなければ使用してはならない。

- 2 作業者は、伐木等機械及び架線集材機械について、乗車席で作業装置の運転を行う場合は、フロントガードを備えたものでなければ使用してはならない。

第2節 伐木造材機械の走行等

(走行)

第37条 作業者は、車両系木材伐出機械の走行について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 車両系木材伐出機械の走行にあたっては、走行する林内の勾配、斜面の状況及び加重に応じた安全な操作及び速度で走行すること。
- (2) 林内の傾斜地を走行するときは、走行部の前部及び後部の安全を確認すること。
- (3) 斜面を下りるとき、積雪時又は凍結時には、緩い斜面でも横滑りをするので、特に低速度で、ゆっくり走行すること。
- (4) 作業機は、走行方向に向け、斜面や伐根に作業機が当たらない程度に低く下ろした姿勢で走行すること。
- (5) 林内の傾斜地をくり返し上り・下りする走行路は、凹凸のないように地ならしをし、根株、岩石等で走行の支障になるものは、あらかじめ除去しておくこと。

(旋回)

第38条 作業者は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合には、旋回について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 適正な速度を保って旋回し、高速での旋回は行わないこと。
- (2) 傾斜地において、下部走行体を等高線方向に配置した状態で旋回すると、作業機が傾斜下方に向いたときに横転するおそれがあるので、注意すること。
- (3) 林内で作業機又は車体を旋回させるときは、作業機等が立木等に当たらないよう、十分なスペースがあるところを選び、周囲を確認すること。
- (4) 林内で作業機又は車体を旋回させるときは、旋回の範囲内に、他の作業者がいないことを確認すること。
- (5) つかんでいる伐倒木や材が、車体に接触しない程度に、作業機を車体に近づけた状態で旋回すること。
- (6) 造材する土場で、材をつかんだ状態で旋回するとき、材や車体後部が他の機械や作業者に当たることのないよう、周囲を確認すること。

第3節 車両系木材伐出機械による伐倒作業

(伐倒作業)

第39条 作業者は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合には、伐倒作業について、作業者に、次の事項を行わせなければならない。

- (1) 伐倒する立木及び林地の状態から倒す方向を見定め、確実に伐倒を行うこと。
- (2) 伐倒する立木の周囲にある障害物は、あらかじめ除去しておくこと。
- (3) 運転席から伐倒する木の高さの2倍を半径とする円の範囲内に、他の作業者がいないことを確認すること。

(集積作業)

第40条 作業者は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合には、集積作業について、作業者に、次の事項を行わせなければならない。

- (1) 材が転落又は滑落しない箇所に集積すること。
- (2) 作業機がつかんだ材を下ろす際の衝撃によって、すでに集積された材が滑落等を起こさないように注意すること。
- (3) つかんだ材を回転移動するとき、材の元口の部分が運転席などの部分に接触しないよう確認しながら行うこと。

第4節 車両系木材伐出機械による造材作業

(枝払い、玉切り作業)

第41条 作業者は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合には、枝払い、玉切り作業について、作業者に、次の事項を行わせなければならない。

- (1) 運転席から材の状態を確認できるよう、運転席の正面に材を横に向けて作業を行うこと。
- (2) 材の移動範囲に他の作業者及び障害物がないことを確認すること。
- (3) 作業機はできるだけ低い姿勢で作業を行うこと。ただし、その場合チェーンソーが地面に接触しない程度にとどめること。
- (4) 材の落下場所を十分確認して鋸断すること。

(はい積み)

第42条 作業者は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合には、はい積みについて、作業者に、次の事項を行わせなければならない。

- (1) はい積みをする場所は、材が転落したり、滑落したりしないところを選ぶこと。
- (2) はいの高さは、安全で作業のし易い高さとし、はいの下部から材を安定させながら積み上げること。
- (3) 材をつかんで旋回するときは、すでにはい積みした材と機械の後部等が接触しないよう注意すること。
- (4) 材をつかんだ状態で移動するときは、材を横から見る方向にして作業機を車体に近づけて行うこと。
- (5) 移動中に、材が作業機から滑り落ちないように確実につかむこと。

第4章 林業架線作業

第1節 通則

(林業架線作業主任者の選任)

第43条 作業者は、林業架線作業（機械集材装置若しくは運材索道の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業をいう。以下同じ。）を行う場合には、林業架線作業主任者（安衛則第513条の作業主任者をいう。以下同じ。）を選任し、その者の指揮の下に行わせなければならない。

(服装等)

第44条 作業者は、林業架線作業を行う場合には、服装について、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 袖締まり、裾締まりのよい作業服を着用する等安全な作業を行うことができる服装とすること。
- (2) 保護帽を着用すること。
- (3) 滑るおそれがなく、かつ、脱げにくい履物を使用すること。

(危険標識の設置)

第45条 作業者は、林業架線作業を行う場合には、危険が予想される通路、搬出路等の近くに作業中等の危険標識を設けなければならない。

(悪天候時の作業の禁止)

第46条 作業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため危険が予想される場合には、作業者に、林業架線作業を行わせてはならない。

(退避)

第 47 条 作業者は、作業架線作業中の非常の場合には、作業者を、あらかじめ、定めた安全な場所へ速やかに退避させなければならない。

(柱上作業)

第 48 条 作業者は、柱上作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 柱の昇降には安全な用具又は器具を使用すること。
- (2) 墜落による危害を受けるおそれがあるときは、安全帯を使用すること。
- (3) 柱上より器具、工具類を投下しないこと。
- (4) 降雨、降雪、結氷等により滑るおそれのあるときは、作業を行わないこと。

(合図等)

第 49 条 作業者は、林業架線作業を行う場合には、電話等の装置を設けて当該装置を使用する者を指名し、又は一定の合図を定めて当該合図を行う者を指名し、その指名された者に必要な連絡又は合図を行わせなければならない。

(立入禁止箇所)

第 50 条 作業者は、林業架線作業を行う場合には、次の各号のいずれかに該当する箇所には、立ち入りを禁止する旨の明確な表示を行い、第 2 項に定める場合を除き、作業者を立ち入らせてはならない。

- (1) 主索の下であって、荷の落下又は降下により危害を受けるおそれのある箇所
 - (2) 作業索の内角側であって、台付け索の切断、ガイドブロックの脱落等により危害を受けるおそれのある箇所
 - (3) 柱上作業中の支柱の周辺
 - (4) その他作業者に危害を及ぼすおそれのある箇所
- 2 作業者は、前項の箇所に作業者を立ち入らせる必要がある場合には、あらかじめ、林業架線作業主任者に連絡し、機械の運転を停止させる等の措置を講じ、危害発生のおそれのないことを確認させなければならない。

(盤台)

第 51 条 作業者は、盤台を作設する場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 荷重に対して十分に耐え得る構造とすること。
- (2) 盤台を構成する支柱、けた、はり等は、鉄線、ボルト等により確実に固定すること。
- (3) 高さが 2 メートル以上の盤台であって、広さが十分あるものにあっては、墜落による危険のおそれのある端部から 1 メートルの箇所に表示をすること。
- (4) 相当の高さの盤台であって、広さが十分ないものにあっては、適当な墜落防止設備を設けること。
- (5) 適当な退避場所を設けること。

(ワイヤーロープ等の安全係数)

第 52 条 作業者は、機械集材装置又は運材索道のワイヤロープ等の安全係数については、次の表の左欄に掲げる用途に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上としなければならない。

ワイヤロープ等の用途	安全係数
主索	2.7
サイドケーブル	2.7

えい索	4
作業索（巻上げ索を除く）	4
巻上げ索	6
控索	4
台付け索	4
荷吊り索	6
チェーン	5

（クリップの使用）

第53条 作業者は、クリップの使用について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) クリップの種類及び取付個数は、次の表の左欄に掲げるワイヤロープの直径に応じて、同表の中欄に掲げるクリップの種類及び同表の右欄に掲げる取付個数とすること。

ワイヤロープの直径 単位(ミリメートル)	クリップの種類	取付個数 単位(個)		
		6×24 又は 6×37 ワイヤロープの場合	6×1 ワイヤロープの 場合	6×7 ワイヤロープの 場合
6.3～8	F8 又は MR8	4	5	6
9～10	F10 又は MR10	4	5	6
11.2～12.5	F12 又は MR12	4	5	6
14	F14 又は MR14	4	5	6
16	F16 又は MR16	4	5	6
18	F18	5	7	8
20～22.4	F20-22	5	7	8
24～25	F24-25	5	7	8
26～28	F26-28	5	7	8
30～31.5	F30-32	6	8	9
33.5～37.5	F33-38	7	9	11
40～45	F40-45	7	9	11
47.5～50	F47-50	8	10	12

（注） Fは鍛造製、MRは鋳造製である。

- (2) クリップのU字側をワイヤロープの端末側にする事。
- (3) クリップのナットは、各ナットに均一に力が作用するように十分締め付けること。
- (4) クリップの取付間隔はワイヤロープの1よりの長さ（おおむねワイヤロープの直径の6.5倍）とすること。また、末端のクリップとワイヤロープの端末との間隔はワイヤロープの直径の6倍以上とすること。なお、6×7ワイヤロープの場合は8倍とすること。
- (5) ワイヤロープを根株、立木等の固定物に取り付けるときは、当該固定物とその直近のクリップとの間隔を当該固定物の直径の1.5倍以上とすること。

(試運転)

第 54 条 作業者は、機械集材装置の組立て又は主索の張力に変更を及ぼすような変更をする場合には、主索の緊張度を検定し、かつ、最大使用荷重の荷重で試運転を行わせなければならない。

2 作業者は、試運転終了後に、林業架線作業主任者に、点検をさせなければならない。

(点検、整備)

第 55 条 作業者は、林業架線作業を行う場合には、機械集材装置、運材索道について、安衛則に則して点検を行うほか、点検項目を定め、その項目について、作業者に、始業時、1月を超えない期間ごとに1回、点検を行わせなければならない。

2 作業者は、前項の点検により異常が認められたときは、直ちに補修、その他必要な措置を講じなければならない。

第2節 集材作業

(就業の制限)

第 56 条 作業者は、機械集材装置の運転の業務（安衛則第 36 条第 7 号）を行う場合には、特別教育規程第 9 条に定める特別教育を修了した者（以下「機械集材装置の運転に係る特別教育修了者」という。）でなければ、その業務に就かせてはならない。

2 作業者は、作業者が指名した者でなければ、荷かけの業務に就かせてはならない。

(最大使用荷重等の指示)

第 57 条 作業者は、機械集材装置を設置しようとする場合には、あらかじめ、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 集材機、支柱、盤台等の配置の場所
- (2) 主索、作業索の種類及びその直径
- (3) 支間距離の合計
- (4) 支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比
- (5) 最大使用荷重
- (6) 集材機の最大けん引力

(集材機の据付け箇所)

第 58 条 作業者は、集材機を据え付ける場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる要件を具備した箇所を選定させなければならない。

- (1) 機体を水平に安定できること。
- (2) 堅固なアンカーが取れること。
- (3) 主索の直下でないこと。
- (4) 台付け索の切断又はガイドブロックの脱落等により、作業索又はガイドブロックが反ばつ又は飛来するおそれがないこと。
- (5) 落石、出水等による危険のないこと。
- (6) 直近のガイドブロックからドラム幅の 1.5～2.0 倍程度の距離があること。

(集材機の据付け)

第 59 条 作業者は、集材機の据付けの作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 集材機のドラムを直近のガイドブロックに正対させること。
- (2) 振動により横振れし、又は張力により浮き上がり、若しくは引き出されることがないようにアンカーに確実に固定すること。

- (3) 集材機に小屋がけを行うときは、運転に支障をきたさないものとする。

(立木支柱の選定)

第 60 条 作業者は、立木支柱の選定を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 索張り方式に適した十分な負担力を有する立木を選定すること。
- (2) 前号に定める立木が存在しないときは、なるべくこれに近い負担力を有する立木を選定し、十分な控索、添え木等によりその強度を補強すること。

(木製支柱の組立て)

第 61 条 作業者は、木製支柱の組立ての作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 十分な負担力のある丸太材又は組立て柱を使用すること。
- (2) 支柱の根元を地盤に十分に埋め込むこと。ただし、地盤が軟弱なときは、根かせを付け、又は砕石等を十分突き固めること。
- (3) 控索で確実に固定すること。

(当て木)

第 62 条 作業者は、作業者に、立木支柱又は木製支柱のブロック及び控索の取付け位置には、当て木を取り付けさせなければならない。

(鋼製支柱の組立て)

第 63 条 作業者は、鋼製支柱の組立て作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 工作仕様書に基づいて正しく組み立てること。
- (2) 支柱の根元に負担力に耐えるような工作を施すこと。
- (3) 控索で確実に固定すること。

(控索の方向)

第 64 条 作業者は、元柱又は先柱の控索を張る作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 支柱と支間側の主索とのなす角（以下「前方角」という。）より、支柱と固定された側の主索とのなす角（以下「後方角」という。）が小さいときは、後方に張ること。
 - (2) 前方角より、後方角が大きいときは、前方に張ること。
 - (3) 前方角と後方角とが等しいときは、主索に 90 度程度に張ること。
 - (4) 控索と主索を含む鉛直面との角度は、45 度程度とすること。
 - (5) 材の横取り等により、支柱にかかる張力が付加するおそれがあるときは、控索を二段に張る等の補強措置を講ずること。
- 2 作業者は、向柱の控索を張る作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、向柱にかかる力の方向の反対方向の延長線を中心として、その両側に 45 度程度に張らせなければならない。

(控索の支柱への取付け位置及び数)

第 65 条 作業者は、支柱に控索の取付けの作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 各ブロックの取り付け箇所より上方の位置に取り付けること。
- (2) 各控索が各ブロックに接触しないようにすること。
- (3) 控索の数は、人工支柱のときは 7 本以上、立木支柱のときは 2 本以上とし、支柱の強度により 2 本ずつ増すこと。

- (4) 支柱と控索とのなす角度は、度以上60度未満とすること。ただし、地形の関係でこの角度が45度未満又は60度以上となるときは、控索の数を増すこと。

(控索のアンカー)

第66条 作業者は、林業架線作業主任者に、控索のアンカーとして十分な支持力のある根株、岩石等を選定させなければならない。

(主索の固定)

第67条 作業者は、主索を固定する作業を行う場合には、作業者に、主索の端部を立木、根株等の固定物であって堅固なものに2回以上巻き付け、クランプ、クリップ等を用いて確実に緊結させなければならない。

(作業索の取付け)

第68条 作業者は、作業索の取付け作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 作業索の端部をクランプ、クリップ等を用いて集材機のドラムに確実に取り付けること。
- (2) 作業索は、2巻以上ドラムに残るようにすること。
- (3) 作業索の他の端部を搬器、荷かけフック等にシャックル又はクリップを用いて確実に取付けること。
- (4) 作業索が岩石その他の障害物に触れて摩擦を生ずるおそれのある箇所には、索受けローラーを設置すること。
- (5) 固定物に取り付ける作業索は、立木、根株等の固定物で堅固なものに2回以上巻き付け、クランプ、クリップ等を用いて確実に取り付けること。

(最大使用荷重等の表示)

第69条 作業者は、集材機の据付け箇所の作業者が見やすい位置に、次の各号に掲げる事項を明示した表示板を設置しなければならない。

- (1) 支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比
- (2) 最大使用荷重
- (3) 主索及び作業索の種類及び直径
- (4) 林業架線作業主任者及び機械集材装置の運転に係る特別教育修了者（以下「集材機運転者」という。）の氏名
- (5) 予定使用期間

(台付け索の取付け)

第70条 作業者は、台付け索を支柱、根株等に取り付ける場合には、作業者に、少なくとも腹側1回は巻き付けさせなければならない。

(ガイドブロックの取付け)

第71条 作業者は、台付け索にガイドブロックを取り付ける場合には、作業者に、台付け索の両端のアイの部分に、ガイドブロックのシャックルの部分を通させなければならない。

(集材機の運転)

第72条 作業者は、集材機の運転を行う場合には、集材機運転者に、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 運転中は、集材機を離れないこと。
- (2) 急激な発進又は制動を行わないこと。ただし、やむを得ずこれを行ったときは、直ちに必要な箇所について点検を行うこと。

- (3) 運転中、集材機に異常な張力がかかったときは、直ちにドラムの回転を停止し、林業架線作業主任者に連絡し、点検を行わせること。
- (4) ワイヤロープを乱巻きの状態で巻きとらないこと。
- (5) 集材機が異常音を発するとき、直ちに運転を停止し、点検すること。
- (6) 巻過ぎ防止の表示を超えて巻き込まないこと。

(荷かけ作業)

第 73 条 作業者は、荷かけ作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 巻き上げの前に、荷が抜けるおそれがないかを確認すること。
- (2) 巻き上げの際には、安全な箇所へ退避した後、巻き上げの合図をすること。

(荷はずし作業)

第 74 条 作業者は、荷はずし作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 荷が降下するときは、安全な箇所へ退避すること。
- (2) 荷はずしは、荷が盤台又は地面に完全におりたことを確かめた後、行うこと。
- (3) 盤台に墜落を防止するための表示があるときは、表示の外に出て作業をしないこと。

第 3 節 タワーヤードによる作業

(機械の据付け)

第 75 条 作業者は、タワーヤードによる作業を行う場合には、機械の据付けについて、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) タワーヤードの据付け場所は、地盤の堅固なところとし、かつ、タワーが垂直に起立できる場所を選ぶこと。
- (2) アウトリガー等の支持装置を設置する箇所については、地ならし又は敷板の使用によって水平な地面を確保し、不同沈下を防止すること。

(架設作業)

第 76 条 作業者は、タワーヤードによる作業を行う場合には、架設作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) タワーの起立操作後には、タワーの垂直状態及び先柱への向きを確認し、起立固定装置によって確実に固定すること。
- (2) タワーを確実に保持するため、控索は 2 本以上とし、先柱と逆方向に左右対象に、かつ、それらの最大開度が 4 0 度から 6 0 度の範囲で配置し、また控索のタワーとのなす角度は 4 5 度から 6 0 度の範囲とすること。
- (3) 先柱の控索は 2 本以上とし、控索と支柱とのなす角度は 4 5 度から 6 0 度の範囲とすること。
- (4) 主索、控索及び作業索を固定するときは、立木、根株等の堅固なものに 2 回以上巻き付け、かつ、クリップ等の緊結具を用いて確実に取り付けること。あるいは、索の端部にアイ加工を施し、立木、根株等に巻き付けた台付け索とシャックル等で結合することによって確実に取り付けること。
- (5) 作業索の端部を搬器又はフックに取り付けるときは、クリップ止め、アイスプライス等の方法により確実に取り付けること。

(運転)

第 77 条 作業者は、タワーヤードによる作業を行う場合には、運転について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 荷かけ作業を行っているときは、集材ウインチを停止すること。（作業員から合図があり安全が確認された場合に行う作業索を緩める操作を除く。）
- (2) 荷かけ作業を完了したときは、合図を受けてから巻き上げ又は引き寄せの操作を行うこと。
- (3) 荷かけフックが搬器に接近したときは、目視によりそれを確認して、巻き上げ操作を停止すること。
- (4) 材が地表障害物等に引っかかったときは、巻き上げを停止すること。
- (5) 作業索の巻き取りは、作業索の乱巻きやからみつき等に注意して行うこと。
- (6) 集材ウインチの急激な発進又は制動の操作は、行わないこと。
- (7) 荷はずし作業を行っているときは、集材ウインチ及び搬器を停止すること。
- (8) タワーヤードの周辺で他の機械による作業が行われるときは、それぞれの作業員間で合図を定め、連携を図り安全に作業を行うこと。

（荷かけ作業）

第 78 条 作業員は、タワーヤードによる作業を行う場合には、荷かけ作業について、作業員に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 巻き上げの前に、荷が抜けるおそれがないことを確認すること。
- (2) 巻き上げの際には、安全な箇所に退避した後、巻き上げの合図をすること。
- (3) 荷かけを行う作業員が、集材ウインチ又は搬器の操作を遠隔操作装置により行うときは、安全な箇所に退避して行うとともに、その誤操作に注意すること。

（荷はずし作業）

第 79 条 作業員は、タワーヤードによる作業を行う場合には、荷はずし作業について、作業員に、次の事項を行わせなければならない。

- (1) 集材中は、安全な箇所に退避しておくこと。
- (2) 荷はずしは、材が安定な状態で接地したことを確認してから行うこと。
- (3) 荷はずしを行う作業員が、集材ウインチ又は搬器の操作を遠隔操作装置により行うときは、安全な箇所に退避して行うとともに、その誤操作に注意すること。

第 3 節の 2 スイングヤードによる作業

（機械の据付け）

第 80 条 作業員は、スイングヤードによる作業を行う場合には、機械の据付けについて、作業員に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) スイングヤードの据付け場所は、地盤が堅固なところとし、かつ、水平な場所を選ぶこと。
- (2) ブレードや作業機等の装置を接地させる箇所については、地ならし又は敷板を使用することにより、水平な地面を確保し、不同沈下を防止すること。
- (3) 機体の下部（走行部）を先柱又は向柱に向けて設置すること。やむを得ずその他の方向に向けて作業を行うときは、転倒及び転落防止の措置を講ずること。
- (4) 材の落下や落石等の危険があるときは、向柱を設け、安全な場所に機械を設置すること。
- (5) 安全装置を具備したスイングヤードによる作業を行う場合には、安全装置を確実に作動させること。

（架設作業）

第 81 条 作業員は、タワーヤードによる作業を行う場合には、架設作業について、作業員に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 集材方向はできる限り林地傾斜方向とすること。
- (2) 先柱の控索は 2 本以上とし、控索と支柱のなす角度は 45 度から 60 度の範囲とすること。

- (3) 控索及び作業索を固定するときは、立木、根株等の堅固なものに2回以上巻き付け、かつ、クリップ等の緊結具を用いて確実に取り付けること。あるいは、これらの索の端部にアイ加工を施し、立木、根株等に巻き付けた台付け索とシヤックル等で結合することによって確実に取り付けること。
- (4) 作業索の端部を搬器又はフックに取り付けるときは、クリップ止め、アイスプライス等の方法により確実に取り付けること。
- (5) 集材作業時に材が衝突するおそれのある根株や転石等は、できるだけ取り除いておくこと。

(運転)

第 82 条 作業者は、スイングヤードによる作業を行う場合には、運転について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 安全装置が装備されている場合には、その装備目的に従って使用すること。
- (2) 荷かけ作業を行っているときは、集材ウインチを停止すること。(作業員から合図があり安全が確認された場合に行う作業索を緩める操作を除く。)
- (3) 荷かけ作業を完了したときは、合図を受けてから巻き上げ又は引き寄せの操作を行うこと。
- (4) 材を必要以上に持ち上げず、材の一端を地面につけた状態で、集材すること。
- (5) 材が地表障害物に引っかかったときは、巻き上げを停止すること。
- (6) 作業索の巻き取りは、作業索の乱巻きやからみつき等に注意して行うこと。
- (7) 集材ウインチの急激な発進又は制動の操作は、行わないこと。
- (8) 荷はずしのため機体を旋回させるときは、作業索の状態と機体の周囲の状況を確認してから行うこと。
- (9) 荷はずし作業を行っているときは、集材ウインチを停止すること。
- (10) スイングヤードの周辺で他の機械による作業が行われるときは、それぞれの作業員間で合図を定め、連携を図り安全に作業を行うこと。

(荷かけ作業)

第 83 条 作業者は、スイングヤードによる作業を行う場合には、荷かけ作業について、作業員に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 巻き上げの前に、荷が抜けるおそれがないことを確認すること。
- (2) 巻き上げの際には、安全な箇所に退避した後、巻き上げの合図をすること。
- (3) 荷かけを行う作業員がスイングヤードの操作を遠隔操作装置により行うときは、安全な箇所に退避して行うとともに、その誤操作に注意すること。

(荷はずし作業)

第 84 条 作業者は、スイングヤードによる作業を行う場合には、荷はずし作業について、作業員に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 集材中は、安全な箇所に退避しておくこと。
- (2) 荷はずしは、材が安定な状態で接地したことを確認してから行うこと。
- (3) 荷はずしを行う作業員がスイングヤードの操作を遠隔操作装置により行うときは、安全な箇所に退避して行うとともに、その誤操作に注意すること。

第 4 節 運材作業

(最大使用荷重等の指示)

第 85 条 作業員は、運材索道の組立てを行う場合には、あらかじめ、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 積込み場、おろし場、制動機、運材機及び支柱の位置
- (2) 主索、復索及びえい索の種類及びその直径
- (3) 最長支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比並びに支間斜距離の合計

(4) 最大使用荷重及び搬器ごとの最大積載荷重

(積込み場)

第 86 条 作業者は、積込み場を設ける場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 積込み又は集積に適当な広さを有する箇所を選定すること。
- (2) 集積及び集積箇所から荷かけ箇所への運搬作業を行うときは、材の転落による危害が発生することのないよう防護措置を講ずること。
- (3) 機械集材装置と交差するときは、作業索が積込み場を通らないようにすること。ただし、地形上やむを得ず作業索が積込み場を通るときは、接触防止の措置を講ずること。
また、作業索の内角側とならないようにすること。ただし、地形上やむを得ず内角側となるときは、ガイドブロックの台付け索切断によるガイドブロック、作業索等の飛来による危害が発生することのないよう防護措置を講ずること。
- (4) 荷かけ等を行うときは、墜落による危害が発生することのない箇所を選定すること。ただし、やむを得ず墜落による危害が発生するおそれのある箇所で荷かけ等を行うときは、適切な防護措置を講ずること。
- (5) 搬器を発進させるときは、積荷が盤台、支柱等の障害物に接触するおそれのないようにすること。

(おろし場)

第 87 条 作業者は、おろし場を設ける場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 荷おろし又は集積に適当な広さを有し、かつ、トラックへの積込みに適当な箇所を選定すること。
- (2) 荷おろし等を行うときは、墜落による危害が発生することのない箇所を選定すること。ただし、地形上やむを得ず墜落による危害が発生するおそれのある箇所に荷おろし場を設けるときは、適当な防護措置を講ずること。
- (3) 搬器の暴走の際に、容易に退避し得る箇所を、あらかじめ、選定しておくこと。

(支柱)

第 88 条 作業者は、木製支柱、鋼製支柱又はサイドケーブルを設ける場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 構造は、設計に示されたとおりのものとする。
- (2) 部材は、設計に基づき、十分な強度のあるものを使用すること。
- (3) 各支柱の中心線は、曲線索道の曲線部を除き、一直線とすること。
- (4) 支柱の根元は、移動及び沈下するおそれのないよう確実に施工すること。
- (5) 索支持金具は、その金具に適した方法により、脱落するおそれのないよう確実に取り付けること。

(主索等の固定及び支持)

第 89 条 作業者は、主索、復索及びサイドケーブルを固定する作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、主索、復索及びサイドケーブルの張力に十分耐え得る強度を有する立木、根株等を選定させ、又はこれらを十分な強度を有するよう補強させなければならない。

2 作業者は、主索、復索及びサイドケーブルを固定する作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 主索、復索及びサイドケーブルの端部を前項の立木、根株等のアンカーに 2 回以上巻き付け、クランプ、クリップ等の緊結具を用いて確実に固定させなければならない。

(2) 主索及び復索の径に適した支持器を使用させなければならない。

(えい索の支持)

第 90 条 作業者は、えい索を取り付ける作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) えい索が制動機又は運材機の滑車の溝からはずれるおそれのあるときは、制動機又は運材機の前方に案内のための滑車を取り付けること。
- (2) えい索が他の障害物に触れるおそれのある箇所には、えい索受けローラを設置すること。

(制動機等の固定)

第 91 条 作業者は、制動機又は運材機及び遊導車を固定する作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 制動機又は運材機及び遊導車が、固定されたアンカーからえい索の張力により離脱することのないようにすること。
- (2) えい索が制動機又は運材機及び遊導車の溝面を正しく通るようにすること。
- (3) 小屋がけするときは、制動操作に支障をきたさないものとする。

(制動装置)

第 92 条 作業者は、荷重、勾配等に適合する十分な制動能力のある制動機を使用しなければならない。

- 2 作業者は、制動機を使用しないで、丸太をワイヤロープに直接摩擦させて制動する装置を使用してはならない。

(最大使用荷重等の表示)

第 93 条 作業者は、積込み場の作業者の見やすい位置に、次の各号に掲げる事項を明示した表示板を設置しなければならない。

- (1) 最長支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比
- (2) 支間斜距離の合計
- (3) 最大使用荷重
- (4) 搬器ごとの最大積載荷重
- (5) 主索、復索及びえい索の種類及び直径
- (6) 搬器間隔
- (7) 林業架線作業主任者及び制動機又は運材機の運転者の氏名
- (8) 予定使用期間

(搬器の取付け)

第 94 条 作業者は、運材作業を行う場合には、作業者に、搬器を確実にえい索に取り付けさせなければならない。

(荷かけ作業)

第 95 条 作業者は、荷かけ作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 搬器ごとの最大積載荷重を超えて荷かけをしないこと。
- (2) 荷が抜け落ちるおそれのないよう確実に緊結すること。

(荷はずし作業)

第 96 条 作業者は、荷はずし作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 荷が停止してから荷はずし作業を開始すること。

- (2) 荷をおろすときは、材の転動により危害の生ずるおそれのない位置で行うこと。
- (3) 荷吊り索を長く下げたままで空搬器の返送をしないこと。
- (4) おろし場における材の整理は、えい索の動きに注意して行うこと。

(運材索道の運転作業)

第 97 条 作業者は、運材索道を運転する場合には、制動機を操作する作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 運転中は、運転位置を離れないこと。
- (2) 急制動をしないこと。ただし、やむを得ず急制動を行ったときは、全線にわたって点検すること。
- (3) ブレーキを加熱させないこと。
- (4) 異常を認めたときは、直ちに運転を中止し、点検すること。

第 5 章 林内作業車による集材作業

第 1 節 通則

(作業計画の作成)

第 98 条 作業者は、林内作業車による集材作業を行う場合には、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該林内作業車の種類及び能力に応じて、林内作業車の運行経路、作業方法等を内容とする作業計画を定め、関係作業者に周知徹底しなければならない。

(林内作業車の選択)

第 99 条 作業者は、林内作業車（林業の現場における集材を目的として製造された自走用機械をいう。以下同じ。）については、「林内作業車の構造等に関する安全指導基準」（平成 3 年 4 月 30 日基発第 300 号「林内作業車に係る労働災害防止対策について」）に適合しているものを使用しなければならない。

(作業の指揮)

第 100 条 作業者は、林内作業車による集材作業を行う場合には、当該作業の指揮者を定め、その者に作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。ただし、単独作業の場合はその必要はない。

(立入禁止)

第 101 条 作業者は、次の各号に掲げる箇所に、作業者を立ち入らせてはならない。

- (1) 集材作業を行っている場所の下方で、材の転落、滑りによる危険を生ずるおそれのある箇所
- (2) 作業索の内角側で、ワイヤロープ、ガイドブロック等が反ぱつ又は飛来するおそれのある箇所
- (3) 運転中の林内作業車又は積荷に接触するおそれのある箇所

(作業の合図)

第 102 条 作業者は、林内作業車による集材作業を行う場合には、一定の合図を定め、作業者に必要な合図を行わせなければならない。

(服装等)

第 103 条 作業者は、林内作業車による集材作業を行う場合には、服装について、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 袖締まり、裾締まりのよい作業服を着用する等安全な作業を行うことができる服装とすること。
- (2) 保護帽を着用すること。
- (3) 滑るおそれがなく、かつ、脱げにくい履物を使用すること。

(点検、整備)

第104条 作業者は、林内作業車による作業を行う場合には、林内作業車について、作業者に、始業時、1月を超えない期間ごとに1回及び1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、それぞれの期間に応じた点検項目について、点検を行わせなければならない。ただし、使用しない期間においては、この限りでない。

- 2 作業者は、前項の点検により異常が認められたときは、直ちに補修、その他必要な措置を講じなければならない。

第2節 林内作業車の運行等

(林内作業車の走行)

第105条 作業者は、林内作業車の運転を行う作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 林内作業車の走行に当たっては、走行路の勾配、路面の状況及び荷重に応じた安全な速度で運転すること。
- (2) 走行時には、乗車席以外の箇所に作業者を乗せないこと。
- (3) 林内作業車の走行の際に、転倒又は転落により作業者に危険が生じるおそれがあるときは、誘導する者を配置し、その者に当該林内作業車を誘導させること等により走行の安全を確保すること。
- (4) 林内作業車により材をけん引する際には、次に掲げる事項に配慮すること。
 - ア 勾配の急な走行路、曲線半径の小さな走行路等で材をけん引するときは、速度を十分に落とすこと。
 - イ 林内作業車の走行等に支障が生じないように、けん引する材は適度の長さとし、材の滑落防止の措置を講ずること。

(林内作業車の走行路の確保等)

第106条 作業者は、林内作業車の走行路について、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 走行路は、林内作業車が安全に走行できる幅員とし、少なくとも林内作業車の接地幅の1.2倍以上とし、走行路の曲線部は必要に応じて幅員を大きくすること。
- (2) 斜面を横断する走行路は、切取り路面を原則とし、盛土路面については必要な補強措置を講ずること。
- (3) 走行路の勾配は、使用する林内作業車の能力に応じて決定すること。
- (4) 木橋等は、林内作業車の走行に十分耐えられる材料及び構造とすること。
- (5) 走行路は、なるべく凹凸のないよう整地しておくとともに、根株、岩石等は、走行に支障のないように、あらかじめ、除去しておくこと。
- (6) 土場は、土砂の崩壊、落石、流水等のおそれのない場所を選定し、林内作業車及び貨物自動車の方向転換が安全にできる広さを確保すること。
- (7) 走行路を確保するための作業を行うときは、作業現場の崩壊及び浮石等の落下の防止に十分配慮すること。

第3節 林内作業車による作業

(荷かけ作業)

第107条 作業者は、林内作業車による作業を行う場合には、荷かけ作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 作業装置の能力に応じた重量の材の荷かけを行うこと。
- (2) 重なり合っている材は、上の材から順次荷かけを行うこと。

- (3) 運転者への合図は、荷かけ終了後、退避場所に退避し、周囲の安全を確認してから行うこと。

(引寄せ作業)

第108条 作業者は、林内作業車による作業を行う場合には、引寄せ作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 林内作業車で材を引き寄せるときは、林内作業車を立木や伐根にワイヤロープ等で堅固に固定すること。ただし、車体重量が大きく安定性のある機械については、この限りでない。
- (2) 林内作業車のウインチポールを用いて材を引き寄せるときは、林内作業車の転倒を防止するため、ウインチポールの上部に控索を取り付けること。
- (3) 林内作業車のウインチによる引き寄せ作業は、ウインチの巻き込み方向と材の引き寄せ方向が同一になるようにすること。ただし、急斜面において、材の引き上げ又は引き下げ時にガイドブロック等を用いて安全を確保するときは、この限りでない。

(積込み作業)

第109条 作業者は、林内作業車による作業を行う場合には、積込み作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) ウインチを使用して荷台に材を積み込むときは、ウインチを操作する者と荷かけ作業をする者とは、相互に緊密な連絡をとり合うこと。
- (2) 材を積み込むときは、重心を低く、かつ、偏荷重が生じないように積載し、積荷を安定させること。
- (3) 積荷を安定させるために用いる「建て木」は、必要な強度を有するものを使用すること。
- (4) 林内作業車に表示されている最大積載重量を超えて積載しないこと。
- (5) 荷縛りは、荷締め専用器具を使用し、確実に締めること。

(荷おろし作業)

第110条 作業者は、林内作業車による作業を行う場合には、荷おろし作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 荷おろしは、荷の上部から行い、中抜きはしないこと。
- (2) 荷おろし中は、材の転落のおそれのある区域には立ち入らないこと。

第6章 造林作業

第1節 通則

(服装等)

第111条 作業者は、造林作業を行う場合には、服装について、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 袖縮まり、裾縮まりのよい作業服を着用する等安全な作業を行うことができる服装とすること。
- (2) 保護帽を着用すること。

- (3) 必要に応じ、呼子を携帯させるとともに防蜂網、保護眼鏡、すね当て、防汚衣等を着用すること。

(機械の選択)

第 112 条 作業者は、作業者にチェーンソーを使用させる場合には、「チェーンソーの規格」(昭和 52 年労働省告示第 85 号)に適合したものを使用させなければならない。

- 2 作業者は、作業者に刈払機を使用させる場合には、振動及び騒音の少ないものを使用させなければならない。

(作業用具の点検等)

第 113 条 作業者は、くわ、なた、梯子等の作業用具を用いて作業を行う場合には、作業者に、異常の有無を点検させなければならない。

- 2 作業者は、点検により異常が認められたときは、直ちに補修、その他必要な措置を講じなければならない。

(作業用具の整理)

第 114 条 作業者は、作業者が作業中又は休憩時等に機械器具を置くときは、滑らないように安定させ、かつ、危険な部分は見えやすい状態にさせなければならない。

(歩行動作)

第 115 条 作業者は、作業地への往復及び作業中の歩行について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 互いに十分な距離を保つこと。
- (2) 機械器具等の携行運搬に当たっては、危険な部分に覆いをすること。
- (3) 急傾斜地や滑りやすいところでは、機械器具の保持、携行について十分に注意すること。

(環境の整備)

第 116 条 作業者は、作業環境の整備のため、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 落下するおそれのある浮石、末木枝条等不安定なものは、あらかじめ、取り除くこと。
- (2) つる類は、根元から切り離し、石、根株等の障害物及びくぼみに気をつけ、転倒、踏み抜き等危害が発生することのないよう足元を整えること。

(上下作業の禁止)

第 117 条 作業者は、斜面で、地ごしらえ、植付け、下刈り等の作業を行う場合において、物体の落下等により作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、各作業者の作業位置が上下にならないよう、かつ、十分な間隔を保つようにさせなければならない。

(作業中の打合せのための接近)

第 118 条 作業者は、作業者が作業中、打合せ等のため、相手に近づくときは、合図をしながら後方から近寄るようにさせなければならない。

第 2 節 地ごしらえ作業

(地ごしらえ)

第 119 条 作業者は、地ごしらえ作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) なたは、なるべく逆なたや膝から上の位置で使用しないようにすること。
- (2) 作業中に、なた、かま等が跳ねたり、それたりしないように、周囲の切株、つる等に注意すること。
- (3) 跳ね返るおそれのある枝条、かん木、笹等は事前に処理すること。
- (4) 傾斜地では、落下物による危害を受けないよう斜面の上方から刃物を当てること。
- (5) 伐倒又は刈払いの切り口は、なるべく低く、かつ、平滑になるようにすること。
- (6) 筋置き又は巻落としの枝条集積に当たっては、枝条の跳ね返り又は石等の落下による危害が発生することのないことを確認すること。
- (7) 筋置きしたときは、筋が崩壊しないよう杭止め等の措置を講ずること。
- (8) 火入れ作業については、責任者の指示に従って行動すること。

第3節 植付け作業

(植付け)

第120条 作業者は、植付け作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) くわを使うときは、根株、つる、石等の反ばつにより、危害発生のおそれのないよう注意すること。
- (2) 根は、くわでこじって引っ張ることなく、なた等で切り除き、掘り出した石等は下方に転落をさせないこと。

第4節 下刈り作業

(下刈り)

第121条 作業者は、下刈り作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) かまの大振りや、片手振り用のかま以外のかまの片手振りをしないこと。
- (2) 夏期炎天下の作業では、休息及び休憩時間を十分にとり、疲労回復を図ること。
- (3) 刈払機を用いて作業を行うときは、作業員から5メートル以内を危険区域とし、この区域に他の作業員を立ち入らせないこと。
- (4) 刈払機を用いて作業を行うときは、急斜面では、斜面の下方に向かって刈り進まないこと。

第5節 枝打ち等の高所作業

(枝打ち等の高所作業)

第122条 作業者は、枝打ち、採種、採穂の作業で高所作業を行う場合には、作業員に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 梯子等は、はずれないように確実に据え付けること。
- (2) 作業中は、必要に応じて安全帯を使用すること。
- (3) 支え手又は足をかける枝は、生枝を利用すること。
- (4) 高所作業の直下の危険区域には、他の作業員を立ち入らせないこと。

第6節 薬剤散布作業

(薬剤散布)

第123条 作業者は、除草剤等の薬剤を取り扱う場合には、関係法令に定めるところに従うとともに、作業責任者を選任しなければならない。

2 作業者は、薬剤散布作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 露出部の少ない服装とすること。
- (2) 散布は風上より風下に向かって行うこと。
- (3) 作業終了後は、顔、腕等の露出部をよく洗い、かつ、うがいをする事。
- (4) 薬剤の使用後、残留が生じたときは、必ず返納すること。

第7章 チェーンソー取扱い作業

第1節 通則

(作業計画と人員配置)

第124条 作業者は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、作業計画を定め、適切な人員配置を行う等の措置を講ずることにより、チェーンソーの取扱いによる労働災害の防止に努めなければならない。

(目立て機器の備付け)

第125条 作業者は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、チェーンソーの目立てを行うための機器を備え付けなければならない。

(保護具の備付け)

第126条 作業者は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、次の各号に掲げる保護具を備え付けなければならない。

- (1) 防振及び防寒のための手袋
 - (2) 耳覆い等の防音具
 - (3) その他滑り止め等必要な保護具
- 2 作業者は、チェーンソーによる切り傷防止のための防護衣を備え付けるよう努めなければならない。

(点検、整備)

第127条 作業者は、作業者が使用するチェーンソーについて、点検項目を定め、その項目について、作業者に、始業時、毎週1回、1月を超えない期間ごとに1回、点検を行わせなければならない。

2 作業者は、前項の点検により異常が認められたときは、直ちに補修、その他必要な措置を講じなければならない。

第2節 チェーンソー作業

(操作時間)

第128条 作業者は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、作業者に、チェーンソーの操作時間について、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 枝払い等はできる限りチェーンソーの使用を避け、1日の操作時間を2時間以下とすること。
- (2) 一連続操作時間は、10分以下とすること。
- (3) チェーンソーを使用しない日を設ける等により、1週における操作時間をできる限り少なくすること。

- (4) 特別に大型のチェーンソーを使用するときは、1日の操作時間及び一連続操作時間をできる限り少なくするよう努めること。

(作業方法等)

第129条 作業者は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、その作業方法等について、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) チェーンソーを始動させるときは、ソーチェーンに接触する物がないことを、あらかじめ、確認すること。
- (2) 燃料その他の可燃性の物の付近では、チェーンソーを運転しないこと。
- (3) 筋の緊張が継続することを避けるよう、肘及び膝を軽く曲げてチェーンソーを持つこと。
- (4) 造材等に当たっては、チェーンソーの重量を木で支えるようにし、かつ、チェーンソーを無理に木に押し付けないこと。
- (5) 高速度での空運転は、できる限り避けること。
- (6) 作業中に移動するときは、チェーンソーのエンジンを止めること。
- (7) チェーンソーに燃料を補給するときは、エンジンを止め、かつ、チェーンソーを水平な場所で安定した状態に置くこと。
- (8) チェーンソーのエンジンがかかっている間は、防振のための手袋を着用するとともに耳覆い等の保護具を用いること。

(バーの長さ等)

第130条 作業者は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) チェーンソーのバーは、鋸断に適合する長さのものを用いること。
- (2) 大型のチェーンソーは、大径木の伐倒等やむを得ないとき以外は使用しないこと。

(予備ソーチェーンの携行)

第131条 作業者は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、作業者に、予備のソーチェーンを携行させなければならない。

(目立て)

第132条 作業者は、作業者に、適正なやすりを用いて作業中随時、ソーチェーンの目立てを行わせなければならない。

第3節 健康管理

(体操)

第133条 作業者は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、作業者に、その日の作業を開始する前及び作業中の適当なときに体操を行わせなければならない。

(寒冷時等における措置)

第134条 作業者は、寒冷時にチェーンソーを用いて作業を行う場合には、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) ストープ等の暖房施設を有する休息のための施設を設けること。
- (2) 作業者の身体の保温について必要な指導を行うこと。
- 2 雨の中の作業等作業者の身体を冷やすこととなる作業は、努めて避けるようにしなければならない。

(健康診断)

第 135 条 作業者は、常時チェーンソーを用いて作業を行う作業者に対し、チェーンソー取扱い作業に就くこととなったとき及びその後 6 か月以内ごとに 1 回、昭和 45 年 2 月 28 日基発第 134 号（改正、昭和 48 年 10 月 18 日基発 597 号）「チェーンソー使用に伴う振動障害の予防について」に定める項目について、医師による健康診断を受けさせなければならない。

第 8 章 刈払機取扱い作業

第 1 節 通則

(作業計画の作成)

第 136 条 作業者は、刈払機を用いて作業を行う場合には、作業手順、作業者の配置、合図の方法等の作業計画を定め、事前に打合せを行う等により関係の作業者に周知するとともに、その指揮する者を選ぶなどして、刈払機の取扱いによる労働災害の防止に努めなければならない。

(目立て機器の備付け)

第 137 条 作業者は、刈払機を用いて作業を行う場合には、刈刃の目立てのための機器を備え付けなければならない。

(点検、整備)

第 138 条 作業者は、作業者が使用する刈払機について、点検項目を定め、その項目について、作業者に、始業時、毎週 1 回、1 月を超えない期間ごとに 1 回、点検を行わせなければならない。

2 作業者は、前項の点検により異常が認められたときは、直ちに補修、その他必要な処置を講じなければならない。

第 2 節 刈払機作業

(操作時間)

第 139 条 作業者は、刈払機を用いて作業を行う場合には、作業者に、刈払機の操作時間について、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。ただし、電動式の刈払機を使用する場合は、この限りではない。

- (1) 1 日の操作時間は、2 時間以内とすること。
- (2) 一連続操作時間は、おおむね 30 分以内とし、一連続操作時間の後、5 分以上の休止時間を設けること。
- (3) 刈払機使用作業とこれ以外の作業とを組み合わせ、振動業務に従事しない日を設けること。

(刈払機を選択)

第 140 条 作業者は、次の各号に掲げる事項に該当する刈払機を使用しなければならない。

- (1) 刈払機は、造林作業に適した構造、強度を有するものを選ぶこと。
- (2) 緊急離脱装置及び飛散防護装置を備えたものであること。

- (3) 刈刃は、丸のこ刃又はこれと同等の性能と安全性を有するものであること。
- (4) 刈刃は、正しい目立てを行ったものを使用すること。
- (5) 刈刃の取り付けは、専用工具を使用し確実に取り付けたことを確認して使用すること。

(刈払機の取扱い)

第 141 条 作業者は、刈払機の取り扱いについて、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 刈払作業は、身体のバランスに常に配慮した正しい姿勢で行うこと。特に足の位置は、刈刃に近寄らないよう注意すること。
- (2) 刈刃で打つ、たたく等の方法での刈払いは行わないこと。
- (3) 刈払いの対象物に当てる刈刃の位置は、安全に切断できる箇所とすること。
- (4) 刈刃が岩石等の障害物等に当たったときは、直ちにエンジンを止め、刈刃が止まったことを確認のうえ、刈刃を点検すること。
- (5) 飛散防護装置等の周辺部に雑草、つる等がからまったときは、エンジンを止め、刈刃が止まったことを確認のうえ取り除くこと。
- (6) 刈刃が止まってもエンジンの回転中は、刈刃に近づいたり、他の作業者を近づけたりしないこと。
- (7) 高速度での空運転は、できる限り避けること。
- (8) 作業中又は休息時に刈払機を置くときは、滑らないように安定させ、刈刃は見えやすい状態にしておくこと。

(刈払機の持ち運び等)

第 142 条 作業者は、刈払機を持ち運ぶ場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) 作業地への往復等においては、刈刃をはずすか又は覆いをかけるとともに歩行者間の距離を十分に保つこと。
- (2) 作業地内にある浮き石等不安定なものの上を歩かないこと。また、雨中や雨上がりのときの歩行及び湿っている場所での歩行では、転倒しないよう必要に応じ履物に滑り止め用具を使用すること。
- (3) 作業地内で刈払い場所を変えるため等移動するときは、エンジンを停止すること。

(目立て)

第 143 条 作業者は、作業者に、目立て機器を用いて刈刃の目立てを行わせなければならない。

第 3 節 健康管理

(体操)

第 144 条 作業者は、刈払機を用いて作業を行う場合には、作業者に、その日の作業を開始する前及び作業中の適当なときに体操を行わせなければならない。

(寒冷時等における措置)

第 145 条 作業者は、寒冷時に刈払機を用いて作業を行う場合には、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) ストープ等の暖房施設を有する休息のための施設を設けること。
 - (2) 作業者の身体の保温について必要な指導を行うこと。
- 2 雨の中の作業等作業者の身体を冷やすこととなる作業は、努めて避けるようにしなければならない。

(健康診断)

第 146 条 作業者は、刈払機を用いて作業を行う作業者に、チェーンソー取扱いに準じて健康診断を受けさせなければならない。

第 9 章 林業用単軌条運搬機の取扱い

第 1 節 通則

(単軌条運搬機を選択)

第 147 条 作業者は、単軌条運搬機を使用する場合は、構造指導基準（平成 8 年 4 月 23 日付け、基発第 261 号「林業用単軌条運搬機安全管理要綱の策定について」）に適合したものを使用しなければならない。

(単軌条運搬機の設置)

第 148 条 作業者は、単軌条運搬機を設置する場合は、設置指導基準（平成 8 年 4 月 23 日付け、基発第 261 号「林業用単軌条運搬機安全管理要綱の策定について」）に従って設置しなければならない。

(運行計画)

第 149 条 作業者は、単軌条運搬機を使用する場合は、あらかじめ、単軌条運搬機の運行時間、乗降位置等を定めた運行計画を作成し、かつ当該運行計画により作業を行うとともに、当該運行計画の内容を、作業者に周知しなければならない。

(合図)

第 150 条 作業者は、単軌条運搬機を使用する場合は、あらかじめ、単軌条運搬機の運転に関する合図の方法を定め、作業者に周知させるとともに、運転者等に当該合図を行わせなければならない。

(点検、整備)

第 151 条 作業者は、単軌条運搬機を使用する場合には、単軌条運搬機について、点検項目を定め、その項目について、作業者に、始業時、1 月を超えない期間ごとに 1 回及び 1 年を超えない期間ごとに 1 回、定期に、それぞれの期間に応じた点検項目について、点検を行わせなければならない。ただし、使用しない期間においては、この限りでない。

2 作業者は、前項の点検の結果及び使用中に異常を認めたときは、直ちに、補修その他必要な措置を講じなければならない。

第 2 節 単軌条運搬機の使用

(運転)

第 152 条 作業者は、単軌条運搬機を運転するときは、運転者に、次の事項を行わせなければならない。

- (1) 搭乗者の乗降のため機体を停止する場合は、搭乗者が乗降を安全に行うことができるよう軌条の地上からの高さが高すぎることなく、かつ、できる限り平坦で足場のよい場所に停止すること。
- (2) 作業者を搭乗させ又は荷物を積載するときは、定められた定員又は最大積載量を超えないようにすること。
- (3) 乗用台車の乗車席部分及び荷物積載部分には、移動、落下等により搭乗者に危険を及ぼすおそれのある木材等の重量物を積載しないこと。
- (4) 荷物台車及び乗用台車の荷物積載部分に荷物を積載するときは、当該荷物を緊結す

- る等により当該荷の移動、落下等により搭乗者に危険を及ぼすおそれのないように措置すること。
- (5) 原動機の始動は、制動装置が作動していることを確認してから行うこと。また、始動後は必ず原動機の暖気運転を行うこと。
 - (6) 機体の発進は、軌条及び機体の周囲に人がいないこと並びに変速レバーの位置が正しいことを確認してから行うこと。
 - (7) 機体の走行中は、搭乗者の乗降を行わせないこと。
 - (8) 降坂時においては、エンジンブレーキの効果があるようにすること。
 - (9) 軌条の分岐装置の操作は、確実に行うこと。
 - (10) 運転席を離れるときは、原動機を止め、かつ、制動装置を作動させる等機体の逸走を防止するための措置を講ずること。
 - (11) 機体の走行中に機体の調整、整備等の必要が生じたときは、傾斜が緩く、逸走のおそれがない安全な場所で、搭乗者を降車させてから行うこと。制動装置が機能しない場合は、急傾斜地の場合等には、ロープで機体を軌条に緊結する等により機体を固定してから行うこと。
 - (12) 機体の走行中は、軌条周辺の状況、機体の状況等に注意し、異常を発見したときは直ちに機体を停止させること。

(駐車)

第 153 条 作業者は、単軌条運搬機を駐車するときは、運転者に、次の事項を行わせなければならない。

- (1) 駐車中は、シートカバーを掛ける等必要な措置を講ずること。
- (2) 駐車するときは、機体を逸走のおそれのない傾斜の緩い場所に停めること。やむを得ず機体を傾斜地に駐車するときは、制動装置を確実に作動させる等逸走を防止する措置を講ずること。
- (3) 使用の休止のため長期にわたり駐車するときは、燃料タンク及び気化器から燃料を抜き取っておくこと。

第 10 章 林業の作業現場における緊急連絡体制

(緊急連絡の方法等の決定、周知)

第 154 条 作業者は、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を山土場等連絡の際の拠点となる場所に掲示するなどにより作業者に周知させなければならない。

- (1) 作業場所における作業中の作業者相互の連絡方法
- (2) 緊急時における作業場所と山土場等連絡の際の拠点となる場所との連絡方法
- (3) 労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関等への連絡方法
- (4) 労働災害発生時における被災作業者の災害発生場所から山土場等へ、山土場等から医療機関までの移送の方法
- (5) 作業現場に持ち込む負傷者の手当てに必要な救急用具及び材料（以下「救急用品」という。）の内容等

(連絡責任者の選任)

第 155 条 作業者は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係作業者に周知させなければならない。

(緊急連絡の方法等の確認)

第 156 条 作業者は、作業現場において作業を行うときは、その作業を開始する前に次

の事項を行わなければならない。

- (1) 連絡責任者に緊急時における連絡方法の確認をさせること。
- (2) 連絡方法として通信機器を使用する場合には、その機能を確認すること。
- (3) 作業現場に持ち込む救急用品の種類及び数量を確認すること。

(連絡責任者に行わせる安全の確認)

第 157 条 作業者は、連絡責任者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。

- (1) 事業場の事務所との連絡に無線機器を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所への通信が可能である位置を確認しておくこと。
- (2) 作業者に対し、作業中の作業者相互の連絡方法として定めた方法による連絡で、相互の連絡が取れることを確認させること。
- (3) 作業者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を開始すること。

(作業者に行わせる安全の確認)

第 158 条 作業者は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。

- (1) 連絡責任者の指示に従って作業者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。
- (2) 作業者相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡すること。

(労働災害発生時の連絡等)

第 159 条 作業者は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び作業者に次の事項を行わせなければならない。

- (1) 労働災害の発生を発見した作業者は、直ちに連絡責任者に被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡すること。
- (2) 労働災害発生時における連絡方法として定めた方法により、原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関等に所要の連絡を行うこと。また、この場合必要に応じ消防機関等救急機関に応急処置、被災作業者の移送方法等について指示を求めること。
- (3) 連絡責任者は、必要に応じ、当該現場の作業者に労働災害の発生を知らせるとともに、応急措置の実施、山土場等への被災作業者の移送等被災状況に応じた措置を講ずること。